

茂原市
子ども・子育て支援事業計画

～未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら～



平成 29 年 10 月（改定）

茂原市

はじめに

平成27年4月から、「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした子ども・子育て支援制度が始まることとなりました。

全国的な少子高齢化、就労の多様化、地域社会における人間関係の希薄化等が進行する中、本市でも、平成15

年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、広域的且つ総合的な子育て支援施策の推進に努めてきたところです。しかし、公立の保育所や幼稚園では、施設の老朽化や入所者数が定員を下回る状況が続き、従来の運営の在り方についての見直しの必要性が生じる一方で、子育て支援のボランティア団体等の市民の皆様による積極的な活動が展開されており、こうした活動と子育て家庭を繋ぐネットワーク形成も目指していかなければなりません。

本計画は、平成25年度に実施しました子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査や子ども・子育て審議会の意見を踏まえながら、平成27年度から平成31年度までを目標とする5年間の計画として策定したものです。

基本理念であります「未来の子どもたち みんなで育てるまち もばら」の実現を目指し、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、本計画を推進してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました「子ども・子育て審議会委員」の皆様をはじめ、住民アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

平成27年3月



茂原市長 田中 豊彦

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要.....	2
1 子ども・子育て支援新制度.....	2
2 子どものための教育・保育給付.....	3
3 地域子ども・子育て支援事業.....	4
4 幼保連携型認定こども園の制度改正.....	5
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題	6
第1節 人口と世帯の状況.....	6
1 総人口と総世帯の状況.....	6
2 年齢3区分人口の推移.....	7
3 世帯類型の推移.....	8
4 女性の就業状況.....	10
5 配偶関係の状況.....	11
6 出生率の推移.....	12
7 児童数の状況.....	13
8 ニーズ調査結果からみた子育て環境に対する気持ち.....	14
第2節 教育・保育施設の状況.....	16
1 保育所・幼稚園の状況.....	16
2 保育所・幼稚園の課題.....	18
第3節 地域子ども・子育て支援事業.....	20
1 一時保育事業.....	20
2 延長保育事業.....	20
3 地域子育て支援拠点事業.....	21
4 病児・病後児保育事業.....	21
5 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）.....	22
6 妊婦健康診査.....	23
7 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）.....	23
第4節 親子の交流の場.....	24
1 福祉センター.....	24
2 ナルクの親子ひろば.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 計画の基本理念.....	25
第2節 計画の基本方針.....	26
1 計画年間の推計児童人口.....	26

2 公立の教育・保育施設の状況.....	27
第3節 教育・保育提供区域の設定.....	28
第4節 施策の体系.....	31
第4章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策（「子ども・子育て支援法」重点施策）.....	32
第1節 幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策.....	33
1 見込量.....	33
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	34
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保.....	34
第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策.....	35
1 利用者支援事業.....	35
2 地域子育て支援拠点事業.....	35
3 妊婦健康診査.....	36
4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	36
5 養育支援訪問事業.....	37
6 子育て短期支援事業.....	37
7 ファミリー・サポート・センター事業.....	38
8 一時預かり事業.....	38
9 延長保育事業.....	39
10 病児保育事業.....	39
11 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）.....	40
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	40
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	40
第5章 分野別施策の推進.....	41
第1節 地域における子育て支援の充実.....	42
1 保育サービスの充実.....	42
2 子育て支援のネットワークづくり.....	43
3 経済的支援の充実.....	44
第2節 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進.....	46
1 子どもや母親の健康の確保.....	46
2 食育の推進.....	49
3 小児医療体制の確保.....	50
第3節 子育てを支援する環境の整備.....	51
1 職業生活と家庭生活との両立の支援.....	51
2 子育て世帯にやさしい生活環境の整備.....	52
3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	52
第4節 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進.....	53
1 児童虐待防止対策の充実.....	53
2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	54
3 障害児施策の充実.....	55

第6章 計画の推進	58
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	58
第2節 計画の進行管理	58
1 推進状況の点検・公表の方法	58
2 計画の推進状況の公表	58
資料編	59
1 茂原市子ども・子育て審議会条例	59
2 茂原市子ども・子育て審議会委員名簿	61
3 計画策定の経過	62

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」とします）に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

本市では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画）」、平成22年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、長生郡市を一つの地域とした広域的なサービス提供の観点から、子育て支援の制度を整備してきました。

少子化の進行が著しい状況にある中で、保育時間の延長や一時預かりの充実といった子育て支援に係る多様なニーズも増えています。

以上の状況を踏まえ、市民や地域、行政が協働で取り組む施策や事業の方向を明らかにし、「子ども・子育て支援法」に定められるサービス需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく検討し、平成27年度から平成31年度を計画期間とする本計画を策定しました。

計画の中間年（平成29年度）にあたり、計画の基本的な考え方はそのままとし、各種支援サービスの見込量を再分析し、提供量などの見直しを図りました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

また、本市では、子育て支援施策は、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」で掲げてきた施策の方向性についても本計画で位置づけます。

第3節 計画の期間

本計画は、平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度までを計画期間とします。

中間年にあたる平成29年度に計画の見直しを図ります。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
茂原市子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕									
		中間年 見直し	【見直し後】 茂原市子ども・子育て 支援事業計画〔第1期〕						
				見直し 〔第2期〕	茂原市子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕				

第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

1 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことです。

子育て支援については、平成元年の「1.57ショック」※を契機に、少子化が国政の重要課題とされ、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る「次世代育成支援対策推進法」の制定などが進められてきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。

このような基本理念の下、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されました。このことにより、本市は、本計画に基づき、地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供ができるようになった一方、「保育の必要性の認定」の支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務付けられています。

※平成元年のわが国の合計特殊出生率が、「ひのえうま」という特殊要因のため過去最低値であった昭和41年の1.58を下回り、1.57となった衝撃を指した言葉。

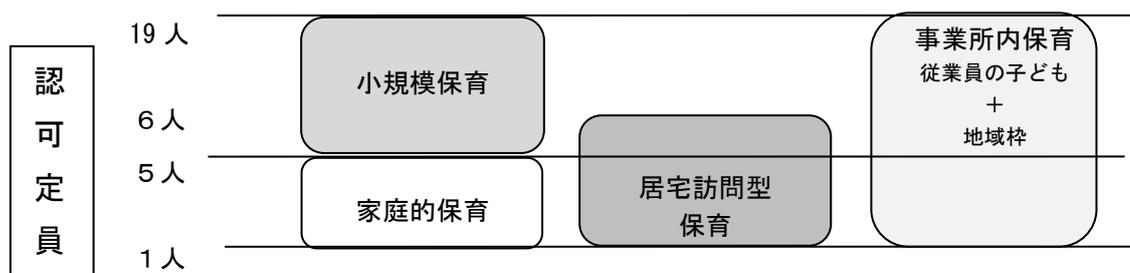
2 子どものための教育・保育給付

新制度では、就学前の子どもの教育・保育の場に対する共通の財政支援の仕組みとして、幼稚園・保育所・認定こども園を対象とする「施設型給付」、少人数の保育を対象とする「地域型保育給付」が創設されました。

「子ども・子育て支援法」では、幼稚園、認可保育所、認定こども園のことを、「教育・保育施設」と称し、そのうち、市町村が「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。公立幼稚園、公立認可保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援法の「特定教育・保育施設」に移行し、「施設型給付」の対象となります。

また、利用定員6人以上19人以下の「小規模保育」、利用定員5人以下の「家庭的保育」、子どもの居宅で保育する「居宅訪問型保育」、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する「事業所内保育」を提供する事業所については、市町村の設置及び運営に関する基準の条例に基づき認可を受けた場合、「地域型保育給付」の対象となります。

<地域型保育事業の位置づけ>



私立幼稚園については、従来からの私学助成・幼稚園就園奨励費補助による制度か、「子ども・子育て支援法」の「施設型給付」の利用かを法人が選択することになります。なお、私立認可保育所は、従来通り、「児童福祉法」に基づいて、市町村と利用者の契約となり、市町村が施設に委託料を払います。

上記施設の利用にあたっては、教育・保育を希望する満3歳以上児及び保育を希望する満3歳未満児に対し、市が保育の必要性の認定を行い、サービスを受けることとなります。

<保育の必要性の認定区分>

認定区分		年齢	内容	利用先
1号認定	教育標準時間 (4時間程度)	満3歳以上の 小学校就 学前のこ ども	教育を希望	幼稚園・認定こども園
2号認定	保育標準時間 (最長11時間)		保護者の就労、妊娠・出産、 病気などの理由により、家庭 において必要な保育を受け ることが困難であり、教育・ 保育を希望	保育所・認定こども園 ※幼稚園を希望する場合は、幼 稚園の利用も可
	保育短時間 (最長8時間)	満3歳未満	保護者の就労、妊娠・出産、 病気などの理由により、家庭 において必要な保育を受け ることが困難であり、保育を 希望	保育所・認定こども園 地域型保育
3号認定	保育標準時間 (最長11時間)			
	保育短時間 (最長8時間)			

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた事業です。このうち、「利用者支援事業」は、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業で、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とともに、新たに整備が推進されることとなりました。

上記以外の事業は既存事業で、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」に掲げ、推進してきた事業です。なお、「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」については、これまで「おおむね10歳未満の児童」が対象となっていました。が、「児童福祉法」の改正により、対象が小学校6年生の児童まで拡大されました。

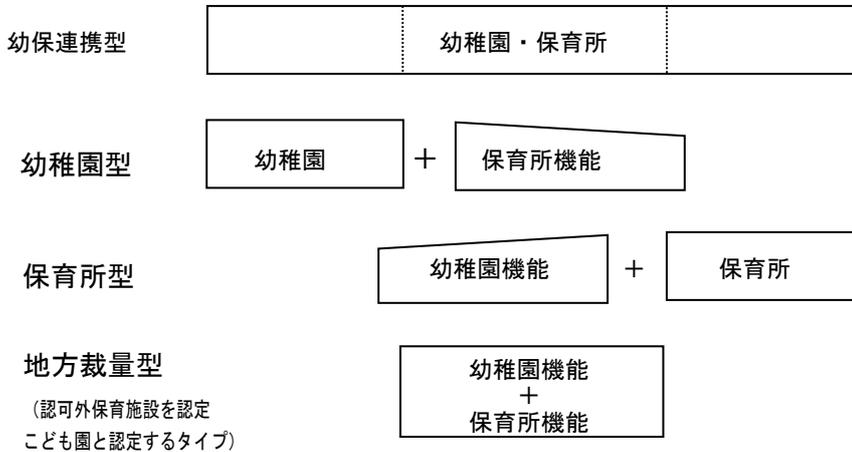
<新制度におけるサービスの類型>

法区分	給付の区分		事業名
子ども子育て支援法適用	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 公立幼稚園
			2 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 公立認可保育所
			4 (新たな)幼保連携型認定こども園
			5 幼稚園型認定こども園
			6 保育所型認定こども園
			7 地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付(市町村が認可)	8 小規模保育	
		9 家庭的保育	
		10 居宅訪問型保育	
		11 事業所内保育	
		12 利用者支援事業	
		13 地域子育て支援拠点事業	
	地域子ども・子育て支援事業	14 妊婦健康診査	
		15 乳児家庭全戸訪問事業	
		16 養育支援訪問事業	
		17 子育て短期支援事業	
		18 ファミリー・サポート・センター事業	
		19 一時預かり事業	
		20 延長保育事業	
		21 病児保育事業	
		22 放課後児童健全育成事業	
		23 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
24 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
子ども子育て支援法適用外		25 私立認可保育所(委託費を支弁)	
		26 新制度への移行を選択しない私立幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)	

4 幼保連携型認定こども園の制度改正

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。認定こども園制度は、平成18年10月より開始された制度ですが、従来は、認定こども園法のみならず、幼稚園部分は学校教育法に、保育所部分は児童福祉法に規定されるという、複雑な仕組みとなっていました。しかし、新制度では「幼保連携型認定こども園」の制度改正が行われ、認可・指導監督や財政措置等が一本化されることになりました。なお、認可保育所や保育所型認定こども園は、株式会社等の参入も可能となっていますが、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみとなります。

<認定こども園のタイプ>



<従来制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較（私立の場合）>

	従来の幼保連携型認定こども園	新制度における幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園部分】認定こども園法	認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市長 【認定こども園の認定】都道府県知事(又は教育委員会)	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
指導監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取り消し 【認定こども園】認定の取消し	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県)、幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)	施設型給付(市町村)が基本
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乘せ徴収が可能

第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

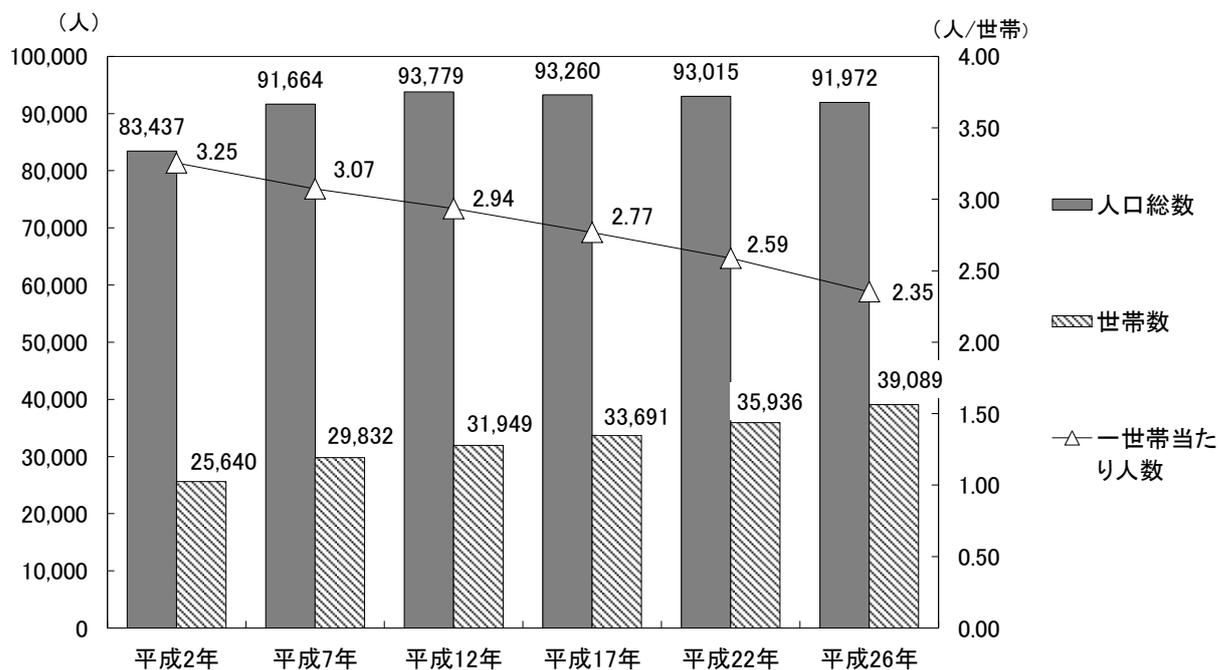
第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と総世帯の状況

住民基本台帳によると、平成26年10月1日現在、本市の人口は91,972人で、世帯は39,089世帯、一世帯当たりの人口は2.35人となっています。人口の推移をみると、平成2年から平成12年は増加傾向にありましたが、平成17年以降、減少が続いています。世帯数については、平成2年以降、増加傾向で、一世帯当たり人口の減少傾向が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

＜人口と世帯数の推移＞

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
人口総数	83,437	91,664	93,779	93,260	93,015	91,972
男性	41,326	45,353	46,024	45,679	45,913	45,335
女性	42,111	46,311	47,755	47,581	47,102	46,637
世帯数	25,640	29,832	31,949	33,691	35,936	39,089
世帯人数	3.25	3.07	2.94	2.77	2.59	2.35



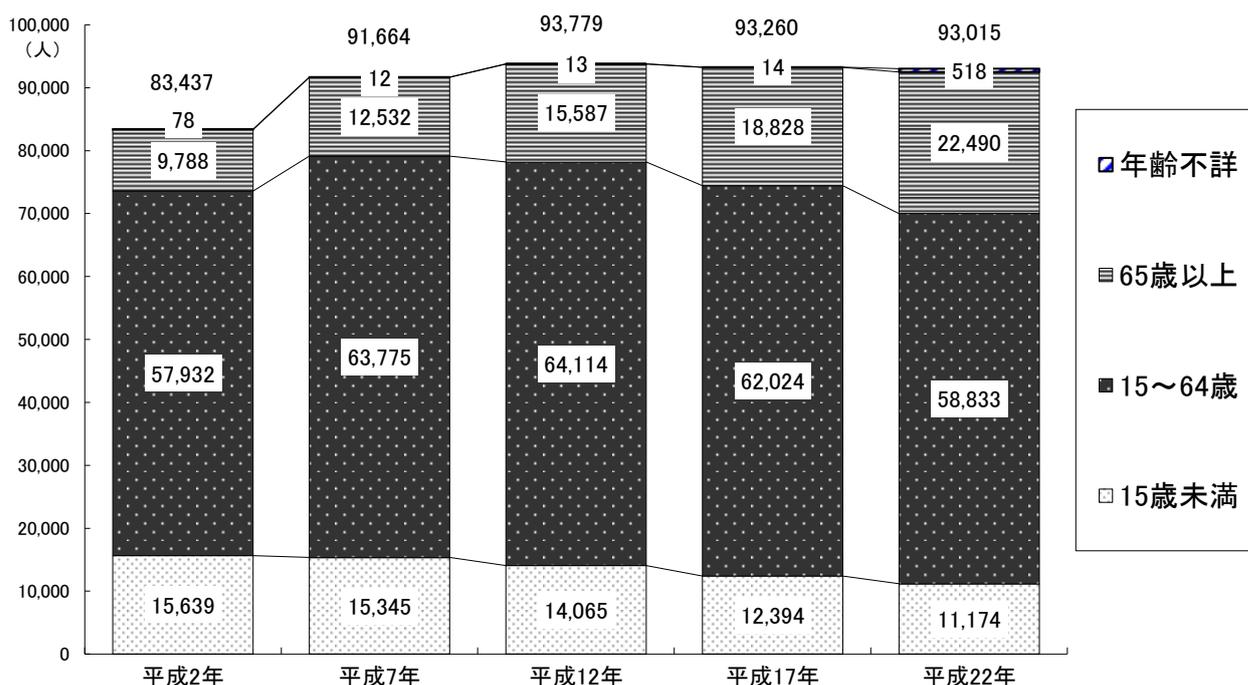
資料：平成2年～22年は国勢調査、平成26年は住民基本台帳
(10月1日)

2 年齢3区分人口の推移

平成22年の15歳未満の年少人口は11,174人で、年少人口比率は12.0%である一方、65歳以上の高齢人口は22,490人で、高齢人口比率は24.2%となっています。年齢3区分人口の構成の推移をみると、少子・高齢化が進行しており、高齢人口については、平成2年の約2倍に増加しています。

＜年齢3区分人口構成の推移＞

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	83,437	91,664	93,779	93,260	93,015
15歳未満	15,639	15,345	14,065	12,394	11,174
割合	18.7%	16.7%	15.0%	13.3%	12.0%
15～64歳	57,932	63,775	64,114	62,024	58,833
割合	69.4%	69.6%	68.4%	66.5%	63.3%
65歳以上	9,788	12,532	15,587	18,828	22,490
割合	11.7%	13.7%	16.6%	20.2%	24.2%
年齢不詳	78	12	13	14	518
割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%



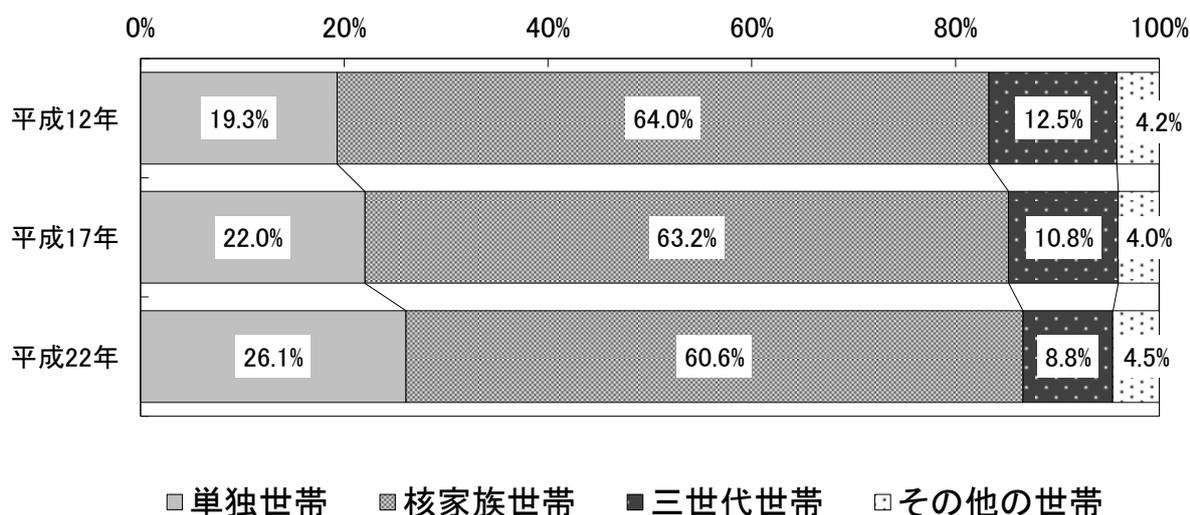
資料：国勢調査

3 世帯類型の推移

国勢調査によると、平成22年の世帯類型別の世帯数は、35,883世帯で、核家族世帯が21,739世帯、三世代世帯が3,164世帯、単独世帯が9,350世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加傾向にあり、核家族世帯・三世代世帯が減少しています。

＜世帯類型の推移＞

	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	6,157	19.3%	7,416	22.0%	9,350	26.1%
核家族世帯	20,426	64.0%	21,261	63.2%	21,739	60.6%
三世代世帯	4,004	12.5%	3,630	10.8%	3,164	8.8%
その他の世帯	1,325	4.2%	1,347	4.0%	1,630	4.5%
合計(一般世帯数)	31,912	100.0%	33,654	100.0%	35,883	100.0%



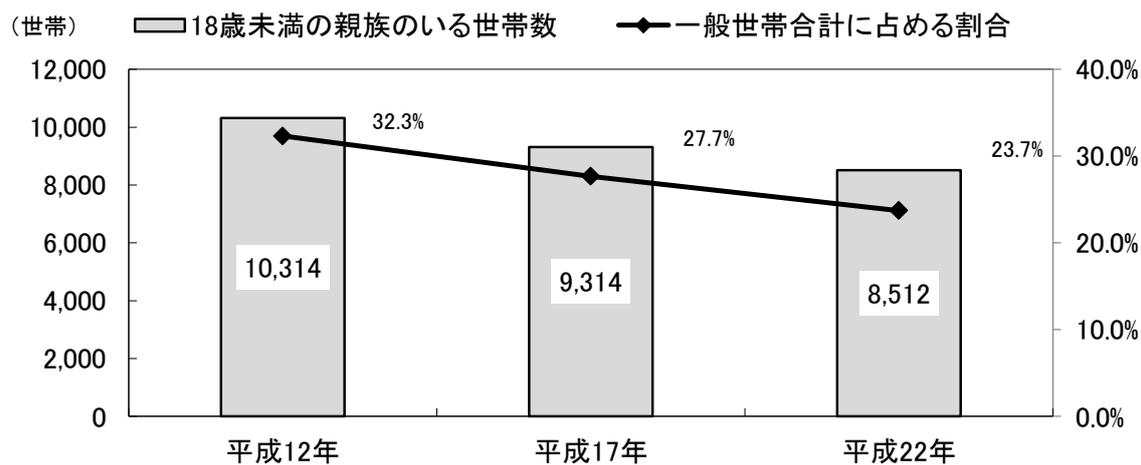
資料：国勢調査

※単独世帯は世帯人員が一人の世帯、核家族世帯は、夫婦のみの世帯及び親と子どもから成る世帯、三世代世帯は世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子他の世帯には兄弟姉妹のみから成る世帯などが含まれます。

また、18歳未満の親族のいる世帯数は、平成22年では8,512世帯、一般世帯の23.7%で、世帯数及び一般世帯に占める割合ともに減少しています。

<18歳未満の親族のいる世帯数の推移>

	平成12年	平成17年	平成22年
18歳未満の親族のいる世帯数	10,314	9,314	8,512
一般世帯合計に占める割合	32.3%	27.7%	23.7%



資料：国勢調査

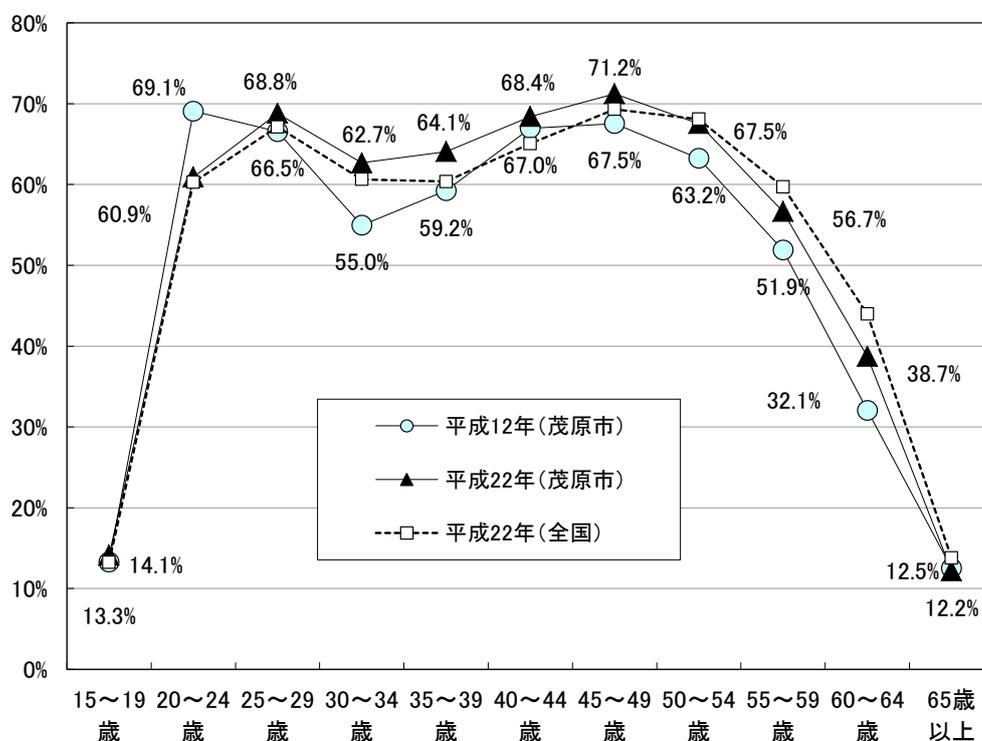
4 女性の就業状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成12年と比較すると、出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて低くなるいわゆるM字型曲線は、ほぼ緩やかになり、結婚や出産を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

また、平成22年度について、本市と全国を比較すると、ほぼ同様の傾向です。

＜女性の就業者数の推移＞

	平成12年			平成17年			平成22年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	361	2,717	13.3%	396	2,408	16.4%	304	2,154	14.1%
20～24歳	1,808	2,617	69.1%	1,429	2,240	63.8%	1,279	2,099	60.9%
25～29歳	2,232	3,354	66.5%	1,787	2,654	67.3%	1,547	2,248	68.8%
30～34歳	1,664	3,028	55.0%	1,972	3,236	60.9%	1,631	2,602	62.7%
35～39歳	1,770	2,988	59.2%	1,873	3,007	62.3%	2,099	3,276	64.1%
40～44歳	2,029	3,030	67.0%	1,993	2,958	67.4%	2,069	3,024	68.4%
45～49歳	2,328	3,447	67.5%	2,143	3,008	71.2%	2,078	2,917	71.2%
50～54歳	2,727	4,312	63.2%	2,209	3,433	64.3%	2,021	2,992	67.5%
55～59歳	1,782	3,434	51.9%	2,314	4,323	53.5%	1,959	3,458	56.7%
60～64歳	925	2,885	32.1%	1,133	3,484	32.5%	1,671	4,316	38.7%
65歳以上	1,134	9,067	12.5%	1,277	10,709	11.9%	1,516	12,433	12.2%
合計	18,760	40,879	45.9%	18,526	41,460	44.7%	18,174	41,519	43.8%



資料：国勢調査

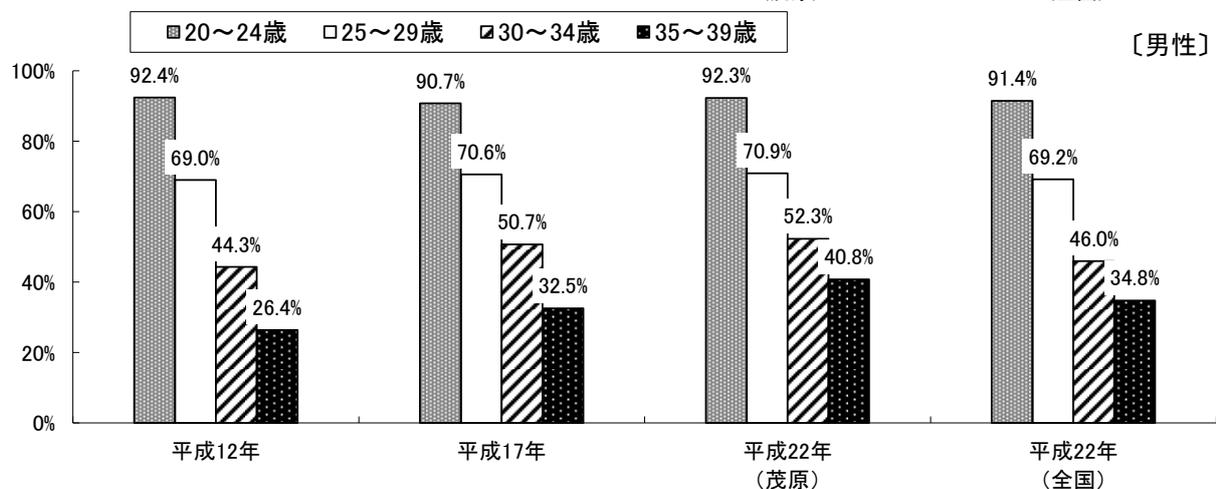
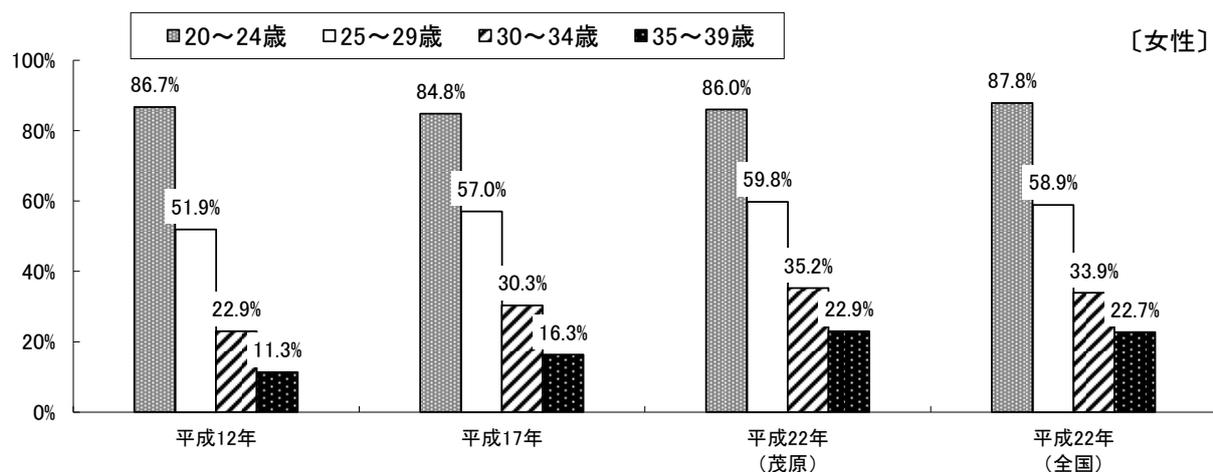
5 配偶関係の状況

平成22年の20代、30代の未婚率を見ると、35～39歳の層でも、男性の40.8%、女性の22.9%が未婚となっています。この割合は、男女とも、平成12年の約2倍の未婚率であり、晩婚化・非婚化の傾向が見てとれます。

平成22年の全国値と比較すると、女性は全国平均とほぼ同様の傾向ですが、男性は20代、30代のすべての年齢層において全国平均を上回っており、特に30代が約6ポイント高くなっています。

＜未婚者数の推移＞

性別	年齢区分	平成12年		平成17年		平成22年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	2,269	86.7%	1,900	84.8%	1,805	86.0%
	25～29歳	1,742	51.9%	1,514	57.0%	1,344	59.8%
	30～34歳	694	22.9%	980	30.3%	916	35.2%
	35～39歳	338	11.3%	490	16.3%	751	22.9%
男性	20～24歳	2,457	92.4%	2,056	90.7%	1,982	92.3%
	25～29歳	2,472	69.0%	1,999	70.6%	1,718	70.9%
	30～34歳	1,397	44.3%	1,770	50.7%	1,479	52.3%
	35～39歳	787	26.4%	1,011	32.5%	1,418	40.8%

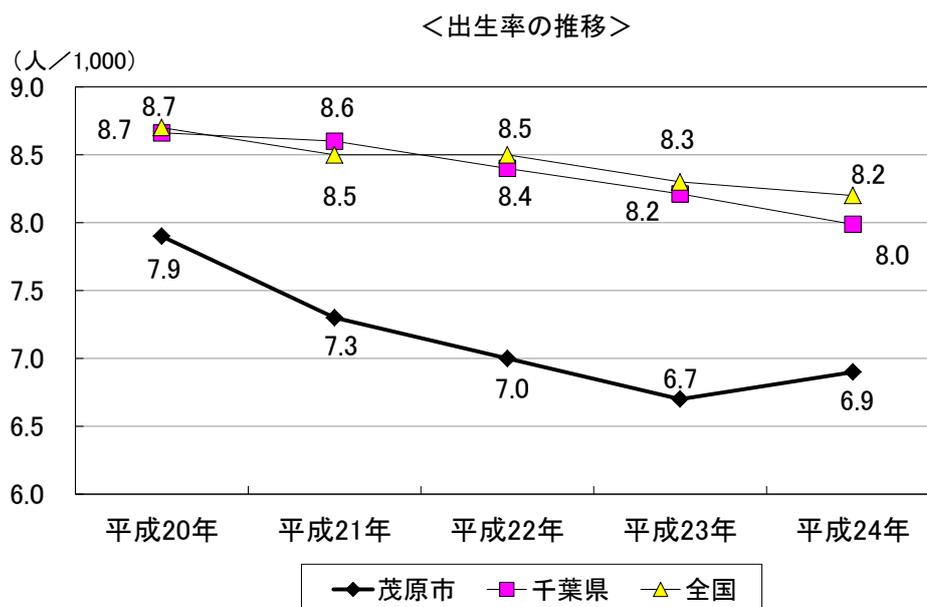


資料：国勢調査

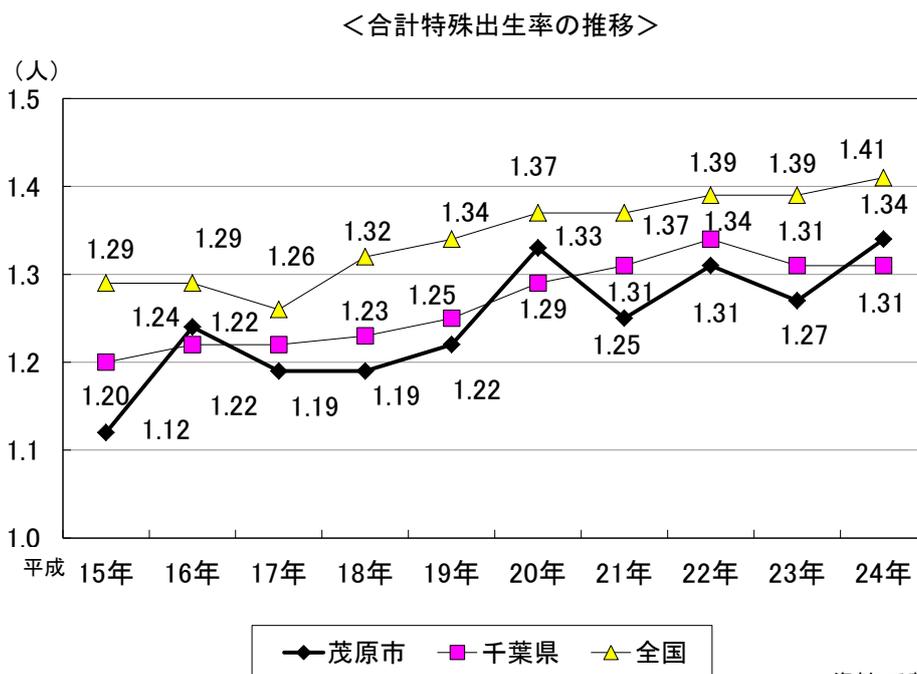
6 出生率の推移

本市の人口 1,000 人当たりの出生率は、平成 24 年は 6.9 人で、平成 22 年以降、横ばいの状況が続いていますが、全国平均や県平均を大幅に下回っています。

一方、合計特殊出生率は、平成 24 年は 1.34 人で、平成 20 年以降、1.3 人前後で増減を繰り返しています。また、過去 10 年間、平成 16 年、平成 20 年、平成 24 年を除き、全国平均や県平均より低い値です。



資料：千葉県衛生統計年報
出生率：人口 1,000 人当たりの出生数

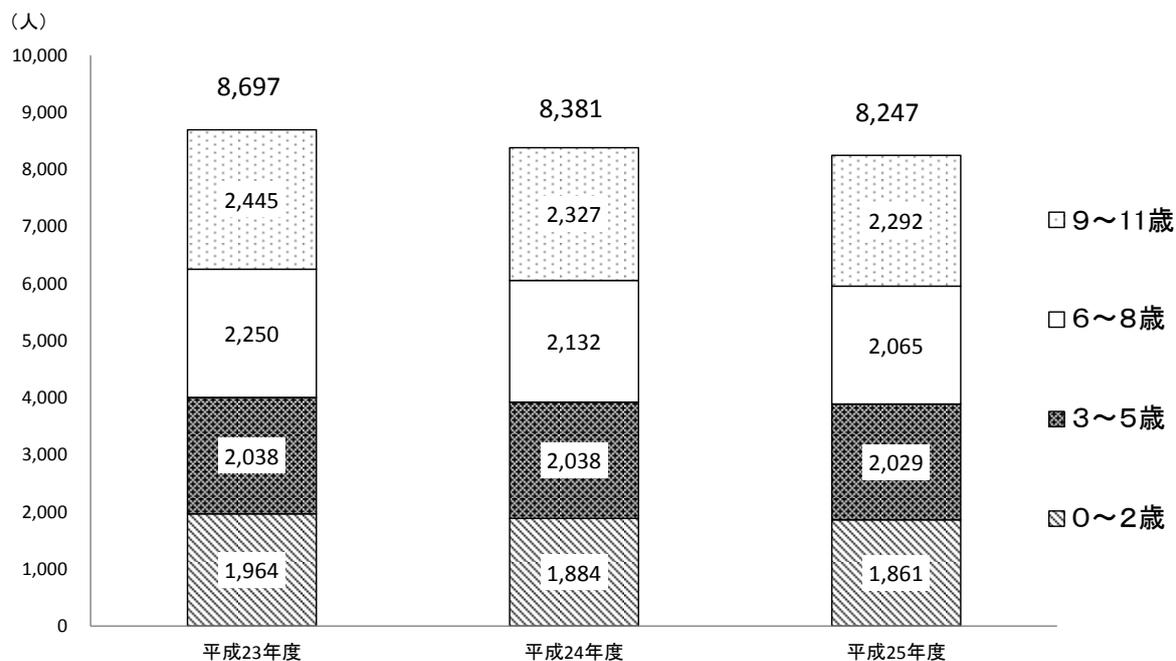


資料：千葉県衛生統計年報
合計特殊出生率：1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安

7 児童数の状況

住民基本台帳によると、小学6年生以下（0～11歳）の児童数は、平成25年10月1日現在8,247人です。0～2歳児の年齢層が最も人数が少なくなっています。また、全ての年齢層において、人口は減少しています。

<小学6年生以下の児童数の推移>

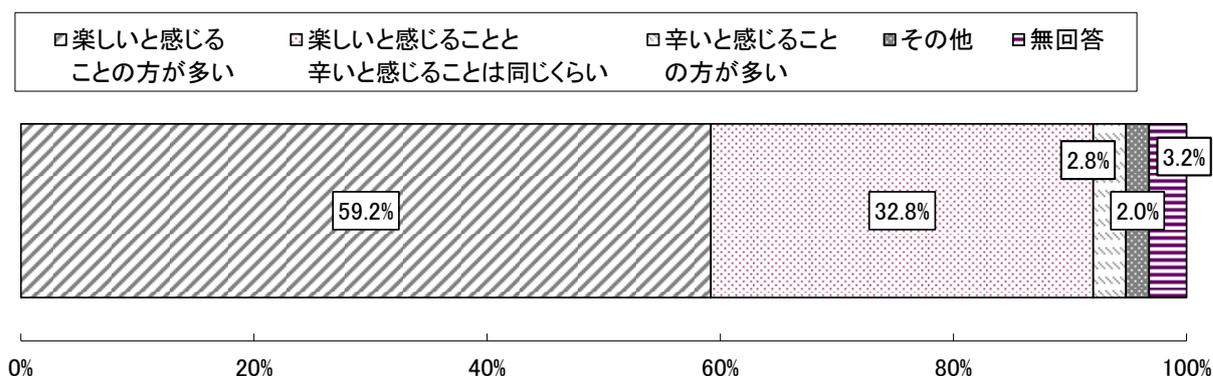


資料:住民基本台帳
※平成23年のみ住民基本台帳+外国人登録者数

8 ニーズ調査結果からみた子育て環境に対する気持ち

平成25年12月に実施したニーズ調査結果で、子育てに対する気持ちについて聞いたところ、「楽しいと感じることの方が多い」という割合が最も多く約6割で、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることは同じくらい」が約3割となっています。「辛いと感じることの方が多い」割合よりも、「楽しいと感じることの方が多い」割合が、著しく高くなっています。

<子育てについての気持ち>

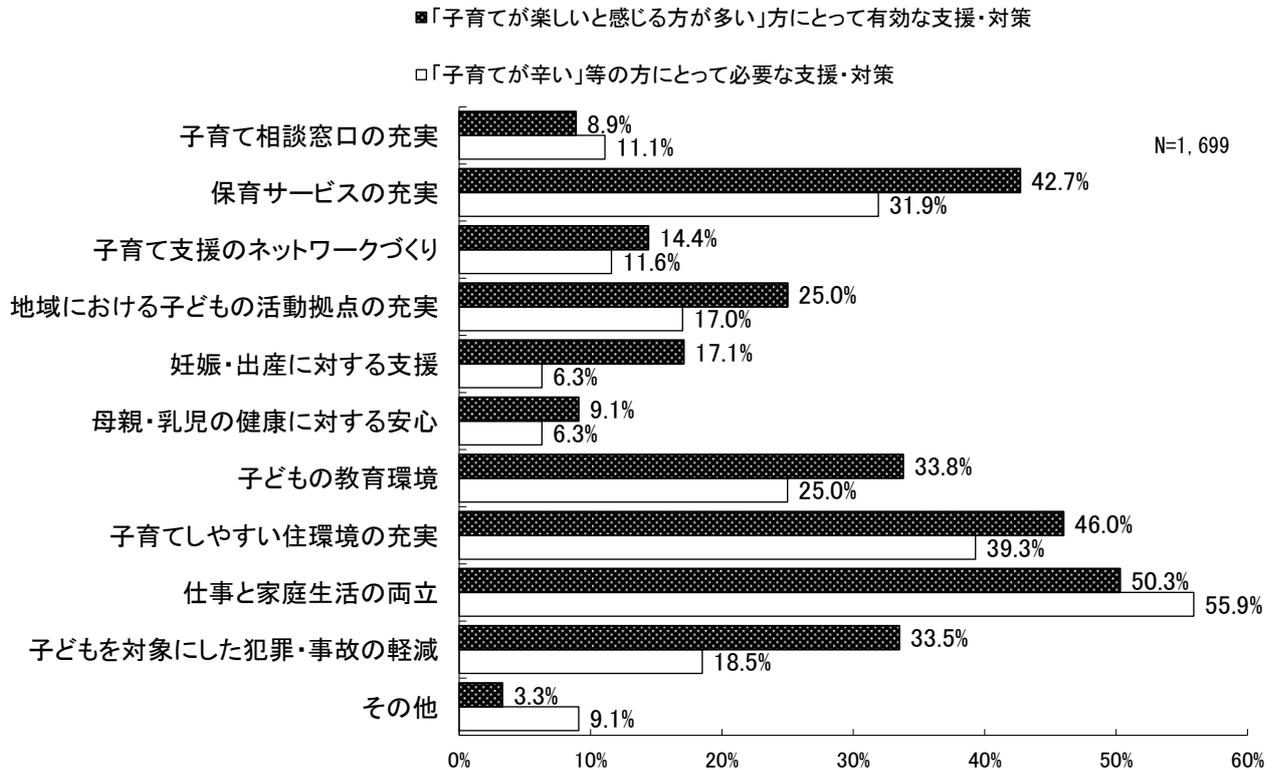


N=1,699

資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査(平成25年12月)

「子育てが楽しいと感じる方が多い」人、「子育てが辛い」人にとって有効な支援・対策としては、ともに「仕事と家庭生活の両立」が最も多く、「子育てしやすい住環境の充実」、「保育サービスの充実」と続きます。働きながらも子育てしやすい環境づくりが求められていると言えます。

＜「子育てが楽しいと感じる方が多い」、「子育てが辛い」別の有効な支援・対策＞



資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年 12 月）

第2節 教育・保育施設の状況

1 保育所・幼稚園の状況

本市には、認可保育所が、公立10か所、私立2か所あります。保育時間は、月～土曜日の、公立は7時30分～19時、私立は7時～19時で実施しています。

<市内の保育所(園)>

	施設名	定員	住 所
公 立	本納保育所	150	本納 3302-1
	東郷保育所	180	谷本 1795
	豊田保育所	120	長尾 2103-1
	鶴枝保育所	150	上永吉 1013-1
	二宮保育所	90	国府関 1536-1
	五郷保育所	90	綱島 102
	新治保育所	60	下太田5
	中の島保育所	120	下永吉 787
	町保保育所	120	高師 555-28
	朝日の森保育所	120	茂原 1016
私 立	高師保育園	329	高師 864-1
	東茂原保育園	120	東茂原 13-21

<公立保育所の保育目標>

1. くつろいだ雰囲気の中で子どもの欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
2. 基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を養う。
3. 自主強調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
4. 自然や社会事象についての興味や関心を育てる。
5. 言葉への興味や関心を育てる。
6. 豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

幼稚園は、公立4園、私立5園あります。

公立では、3歳児からの3年保育を1園（豊岡幼稚園）で、4、5歳児からの2年保育を3園で実施しています。預かり保育は8時30分～15時で実施しています。

私立では、3歳児からの3年保育をすべての幼稚園で実施しています。預かり保育については、もばら幼稚園が、8時30分～17時、ふたば幼稚園が、7時20分～18時、エンゼル幼稚園が8時～16時（月・火・木・金）、アップル幼稚園が7時40分～18時、茂原聖マリア幼稚園が8時～17時で実施しています。

<市内の幼稚園>

	施設名	定員	住所
公立	豊岡幼稚園	215	粟生野 2653-1
	五郷幼稚園	80	早野 17-1
	新茂原幼稚園	80	上林 56-2
	中の島幼稚園	80	下永吉 1056-2
私立	エンゼル幼稚園	100	八千代1-11-1
	ふたば幼稚園	200	茂原 646
	茂原聖マリア幼稚園	135	高師 980
	もばら幼稚園	200	東郷 842-2
	アップル幼稚園	200	押日 595

<公立幼稚園の教育目標>

豊かな感性と思いやりの心を育み身体の健やかな成長を図るため、幼児の体験的な遊びや活動を重視した保育の充実に努めるとともに、一人一人の発達に応じた幼児期教育の推進に努めます。また、少子化社会への対応を進める観点から幼稚園機能を生かした子育て支援事業を行い、多様化する保護者や地域のニーズに応えるよう努めます。さらに、私立幼稚園に対する助成を実施し、公私立のバランスのとれた幼児期教育の振興を図ります。

幼児期教育の充実

1. 幼稚園等の施設・遊具の改善、修繕など、適切な維持管理に努めます。
2. 基礎的な資質や能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
3. 職員の資質向上とチーム保育の推進に努めます。
4. 子育て支援事業を実施し、地域に開かれた幼稚園づくりの推進に努めます。
5. 幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。
6. 環境の整備を図り、健康と安全教育の推進に努めます。
7. 教材備品の充実に努めます。
8. 私立幼稚園の保護者負担の軽減に努めます。

2 保育所・幼稚園の課題

保育所の入所者数は、平成22年度以降、公立は減少傾向、私立は定員数を確保している状態です。一方、幼稚園の入園者数は、平成22年度以降、公立は減少傾向、私立はほぼ横ばいで推移しています。

＜保育所(園)入所者数の推移＞※各年4月1日現在

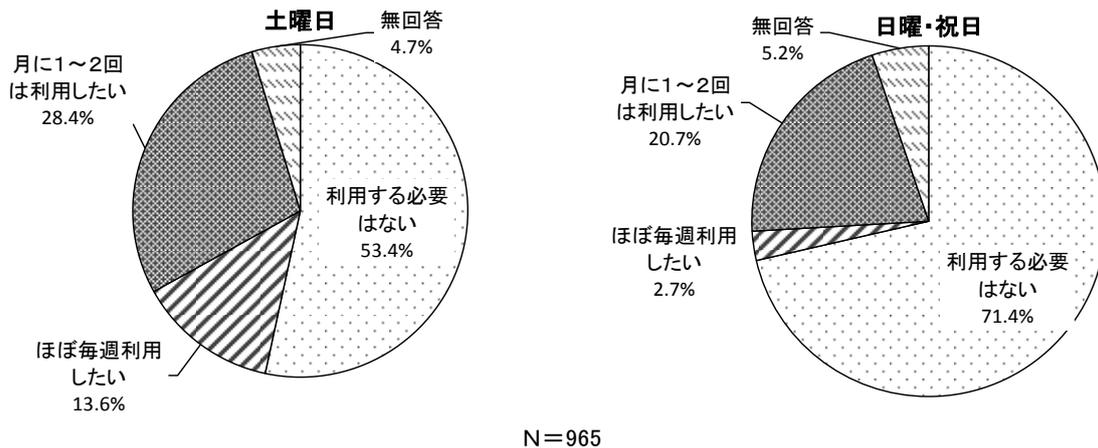
	施設名	定員	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立	本納保育所	150	86	89	83	84	78
	東郷保育所	180	192	170	147	148	163
	豊田保育所	120	105	106	112	116	113
	鶴枝保育所	150	77	62	70	75	72
	二宮保育所	90	65	61	60	63	62
	五郷保育所	90	64	69	78	78	76
	新治保育所	60	34	36	43	40	38
	中の島保育所	120	78	64	65	73	66
	町保保育所	120	107	109	104	115	94
	朝日の森保育所	120	130	120	115	129	119
	小計	1,200	938	886	877	921	881
	管外委託	-	13	14	9	2	5
	実施計	-	951	900	886	923	886
	管外受託	-	28	19	21	13	15
	入所計	-	966	905	898	934	896
私立	高師保育園	329	311	306	298	310	312
	東茂原保育園	120	126	135	133	134	134
	小計	449	437	441	431	444	446
	管外委託	-	0	1	2	3	2
	実施計	-	437	442	433	447	448
	管外受託	-	7	8	15	7	7
	入所計	-	444	449	446	451	453
合計	実施合計	-	1,388	1,342	1,319	1,370	1,334
	入所合計	-	1,410	1,354	1,344	1,385	1,349

＜幼稚園入園者数の推移＞※各年5月1日現在

	施設名	定員	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立	豊岡幼稚園	215	123	130	114	100	86
	五郷幼稚園	80	61	46	34	38	38
	新茂原幼稚園	80	59	55	47	51	63
	中の島幼稚園	80	68	47	42	43	38
	小計	455	311	278	237	232	225
私立	エンゼル幼稚園	100	60	55	66	71	67
	ふたば幼稚園	200	166	167	194	206	223
	茂原聖マリア幼稚園	135	130	131	117	97	98
	もばら幼稚園	200	147	134	137	128	121
	アップル幼稚園	200	200	176	173	164	192
	小計	835	703	663	687	666	701
合計		1,290	1,014	941	924	898	926

平成 25 年 12 月に実施したニーズ調査の自由意見からは、公立保育所の 7 時 30 分以前からの開所など保育時間の延長や、保育料減額を求める意見があり、課題としてあげられます。

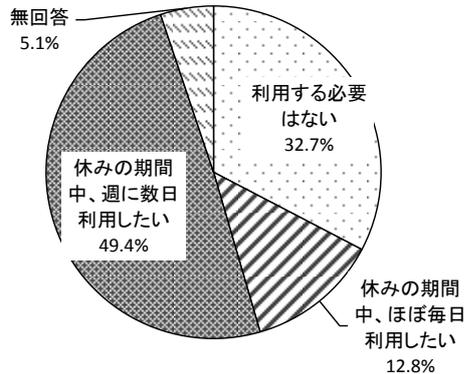
また、ニーズ調査結果からは、土曜日については 4 割以上が月に 1～2 回以上、日曜・祝日については、2 割以上が月に 1～2 回以上の利用を希望しています。本市では既に土曜日においても、平日と同じ時間帯で開所をしています。



資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年 12 月）

さらに、幼稚園の長期休暇中の預かりについては、6 割以上が、休みの期間中、に週に数日以上利用したいという希望がありました。長期休暇中の預かり保育については、ニーズ調査の自由意見でも「料金が高い」という声があり、サービスの提供体制の改善を検討する必要があると言えます。

幼稚園の長期休暇中の預かり保育の利用希望



n=312

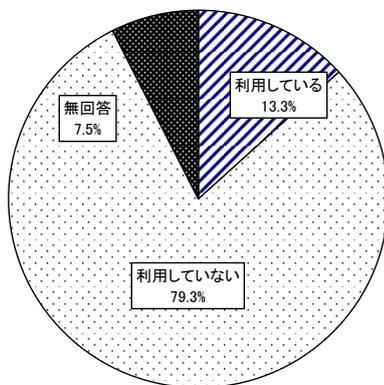
資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年 12 月）

第3節 地域子ども・子育て支援事業

1 一時保育事業

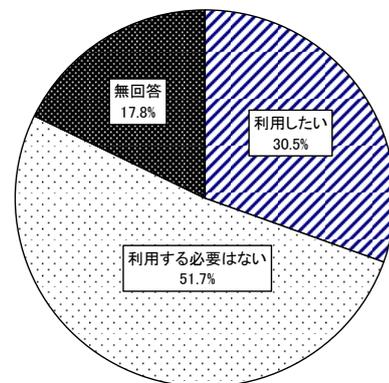
私立保育園 2か所で実施しています。また、認可外保育施設 2か所でも実施しています。ニーズ調査結果では、現在、一時保育、幼稚園の預かり保育などの事業の利用者が約1割なのに対し、今後は約3割が事業の利用を希望していることから、提供量の拡大が課題としてあげられます。

不定期に利用している事業の有無



不定期の事業の利用希望の有無

N=965



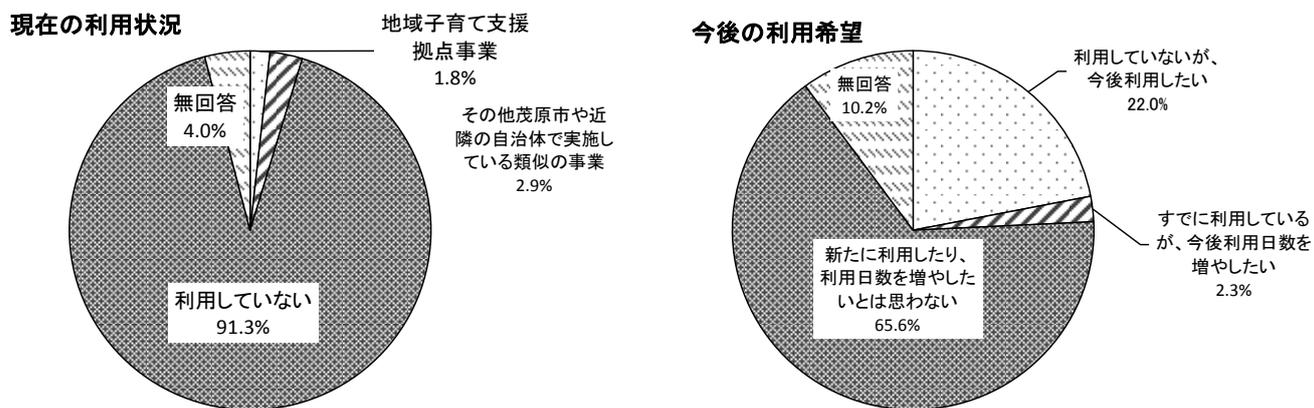
資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年 12 月）

2 延長保育事業

11 時間以上の子どもを保育は、公立は平日（月～金）7時30分～8時及び18時～19時（土曜：7時30分～8時 14時～19時）、私立は平日（月～金）7時～8時及び18時～19時（土曜：7時～8時 13時～19時）で全保育所において実施しています。ニーズ調査結果からは、19時以降の開所を求める意見もあり、保育時間の延長が課題としてあげられます。

3 地域子育て支援拠点事業

私立保育園2か所で実施しています。ニーズ調査結果からは、利用している割合が、現状1割に満たないのに対し、今後は2割以上の希望がありました。実施場所の新設及び増設など、提供量の拡大が課題です。

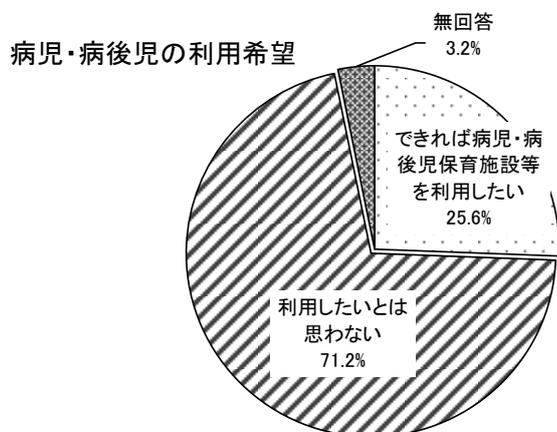


n=965

資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年 12 月）

4 病児・病後児保育事業

市内にある内科医院内にて、病児・病後児保育を実施しています。ニーズ調査結果からは、平日に子どもが病気やケガなどで病児・病後児保育を利用した割合が1割に満たない結果である一方、この1年間で、父親又は母親が休んで子どもを看た保護者の内、病児・病後児保育の利用を希望する保護者は約3割いました。また、ニーズ調査の自由意見からは、利用時間の延長や、利用方法についての意見があり、提供量の拡大や情報の周知が課題と言えます。



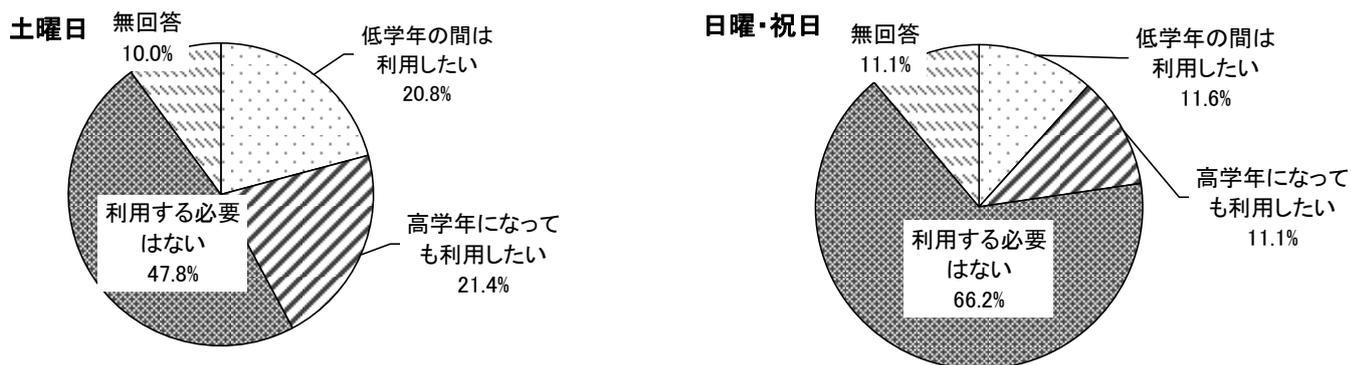
n=754

※回答者は、この1年間に子どもが病気などの際、父又は母親が休んで対応した保護者
資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年 12 月）

5 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

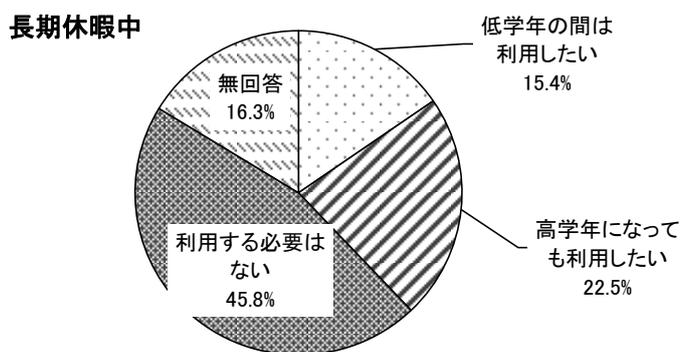
公設5、民設13、対象は小学校1～3年生（定員に余裕があれば4年生まで）で、平日は18時30分まで、土曜日と長期休暇中は8時～18時30分まで実施しています。市全体の利用者数は年々減少しています。

ニーズ調査結果からは、利用希望者の内、土曜日と長期休暇中については約4割、日曜・祝日については約2割が利用を希望しています。また、自由回答からは、平日・土曜日の預かり時間の延長を求める声があり、検討課題と言えます。



n=379

※回答者数は、低学年又は高学年の子どもの放課後の過ごし方について、学童クラブを希望した者
資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成25年12月）



n=1,142

資料：茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成25年12月）

<学童クラブの利用者数の推移> ※各年4月現在

小学校区	公設	民設	定員	22年度	23年度	24年度	25年度
東郷	東郷第1学童クラブ	-	90	30	40	35	31
	東郷第2学童クラブ			43	50	50	53
豊田	-	豊田学童クラブ	30	31	24	29	24
二宮	二宮学童クラブ	-	25	20	23	25	20
茂原	せんたん学童クラブ	-	50	46	50	38	47
西	-	西町学童クラブ	20	16	19	19	19
五郷	-	五郷学童クラブ	50	42	32	24	26
鶴枝	-	鶴枝学童クラブ	25	21	21	25	21
萩原	-	萩原学童クラブ	70	56	59	64	59
		キッズステーション	15	20	9	16	15
中の島	中の島学童クラブ	-	40	35	40	29	26
本納	-	本納学童クラブ	20	16	11	10	14
新治	-	新治学童クラブ	10	5	8	8	11
豊岡	-	豊岡学童クラブ	15	9	13	12	13
東部	-	東茂原学童クラブ	45	45	42	38	43
		学童保育たいよう	30	19	15	15	15
緑ヶ丘	-	緑ヶ丘学童クラブ	15	15	10	6	6
		NPO法人すこやかキッズ みどりがおかチャイルドハウス	20	20	19	12	13
合計	-	-	570	506	502	481	456

6 妊婦健康診査

市内在住の妊婦を対象に、14回までの利用を助成しています。母子健康手帳の交付時に説明し、診査の充実に努めています。

7 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

原則、市内在住の生後2～3か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に実施しています。

第4節 親子の交流の場

1 福祉センター

福祉センターでは、親子を対象とした教室を開設しています。各センターでは、子育て相談や情報交換の場として、安心して子育てが出来るよう児童厚生員を中心に支援しています。

センター名	教室名・団体名	対象/内容
総合市民センター	(親子で遊ぶ会)くれよん	2～3歳児/親子遊び
	パワーキッズ	4～6歳児(未就学児)/体育遊び
	ぴよぴよ	0～2歳児/自由遊び、情報交換
	ありんこルーム	0～4歳児/自由遊び、情報交換
	折り紙工作教室	小学生/折り紙、工作教室
	サマーチャレンジ	小学生・幼児/体験教室
	春チャレンジ	小学生/体験教室
	おもちゃの病院	こども・家族/ボランティアによる壊れたおもちゃの修理
五郷福祉センター	(親子で遊ぶ会)ひよこクラブ	2～3歳児/親子遊び・情報交換
	すくすくベビー	0～2歳児/自由遊び・情報交換
	おもしろ科学あそび教室	小学生/科学・工作遊び
豊田福祉センター	(親子で遊ぶ会)ミッキークラブ	2～3歳児/親子遊び
	サタデーキッズ	小学1年～6年/料理教室、陶芸教室他
二宮福祉センター	(親子で遊ぶ会)ぷちくらぶ	2～3歳児/親子遊び
	ママとあんよ	0～2歳児/自由遊び・情報交換
	チャレンジキッド	小学生/お菓子作り教室・工作他
	サマーキッド	小学生/パン作り教室他
東郷福祉センター	(親子で遊ぶ会)ブーさんクラブ	2～3歳児/親子遊び
	チャレンジクラブ	小学生/工作・お菓子作り他
	おもちゃ図書館&おもちゃの病院	保護者同伴/気に入ったおもちゃを見つけて遊べる広場 壊れたおもちゃの診断・修理
	(自主サークル)リトミックドレミの会	未就園児/専任講師によるリトミック、季節の創作活動、手遊び
子どもセンター (社会教育センター内)	子どもセンターの開放日	0～18歳(乳幼児は保護者同伴)/おもちゃ・パソコンは使用可
	けん玉道場	子ども・家族/けん玉の練習・指導及び段・級の認定会、けん玉愛好会との交流
	ちびっこデイ	就学前の乳幼児と保護者/おもちゃ遊びなど、その他、相互交流
	(自主サークル)よむよむ茂原	0～4歳位・妊婦も可/絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居等、相互交流
	おもちゃの病院	子ども・家族/ボランティアによる壊れたおもちゃの修理・修理の体験
鶴枝公民館	(自主サークル)リトミックドレミの会	未就園児/専任講師によるリトミック、季節の創作活動、手遊び

2 ナルクの親子ひろば

就学前の子どもが親と楽しく安心して遊べるよう、三世代交流の場、親子同士の交流の場として、NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク茂原で、ナルクの「親子ひろば」を開催しています。活動内容としては、絵本の読み聞かせや工作遊び、短時間の子どもの見守り、親同士の情報交換や交流の場などを実施しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

「長生郡市次世代育成支援地域対策行動計画」では、「ひとりじゃないよ みんなで育てる 未来に輝く 子どもたち」を基本理念とし、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、家族・企業・地域において、子育ての意義についての理解が深められ、且つ、子育てに伴う喜びが実現されるように配慮して推進してきました。

これらの考え方を継承し、本計画の基本理念を以下のように定めます。

未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら

子どもは社会の希望であり、未来の力でもあります。子どもたちの健やかな成長のためには、子どもの幸せを社会全体で支え合うことを前提とした環境づくりが必要です。そのためには、子育ての当事者である親や、事業所のみならず、すべての市民が「茂原で子どもを育てる」という意識の啓発も重要であると言えます。

本市の未来を担う子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、地域が一体となった「みんなで育てる」まちを目指し、本計画を推進していきます。

第2節 計画の基本方針

1 計画年間の推計児童人口

計画年間における児童人口は、住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法を用いて推計をしました。0～5歳については、平成25年度には3,890人だったものが、平成31年度には3,433人と450人前後減少の見込みです。6～11歳についても、平成25年度には4,357人だったものが、平成31年度には3,911人と450人前後減少の見込みです。

<計画年間の地区別の推計児童人口>

年齢	茂原		東郷		豊田		二宮		五郷	
	25年度	31年度	25年度	31年度	25年度	31年度	25年度	31年度	25年度	31年度
0～2	610	480	424	450	176	142	116	109	201	166
3～5	689	545	411	464	158	158	133	137	229	192
0～5	1,299	1,025	835	914	334	300	249	246	430	358
6～8	668	637	439	430	159	174	144	144	244	188
9～11	720	699	463	410	205	162	159	134	238	208
6～11	1,388	1,336	902	840	364	336	303	278	482	396

年齢	鶴枝		本納		新治		豊岡		合計	
	25年度	31年度	25年度	31年度	25年度	31年度	25年度	31年度	25年度	31年度
0～2	145	126	76	68	16	15	97	79	1,861	1,635
3～5	194	130	79	64	24	19	112	89	2,029	1,798
0～5	339	256	155	132	40	34	209	168	3,890	3,433
6～8	188	146	91	61	17	16	115	102	2,065	1,898
9～11	257	196	109	75	25	17	116	112	2,292	2,013
6～11	445	342	200	136	42	33	231	214	4,357	3,911

※平成25年度人口は10月1日現在の住民基本台帳。平成31年度人口は平成23年10月1日現在の住民基本台帳・外国人登録人口、平成24年、平成25年10月1日現在の住民基本台帳人口に基づく推計値。コーホート変化率法とは、各コーホート(同じ年または同じ時期に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 公立の教育・保育施設の状況

公立の幼稚園と保育所の施設の状況については、表のとおりです。保育所は、朝日の森保育所が平成に入ってからの建築ですが、それ以外の保育所は、昭和40年代～50年代にかけて整備されています。また、幼稚園は、すべて昭和50年代前後に整備されたものです。

＜公立の保育所・幼稚園の園舎の状況＞

建物名	棟名	建築年度	敷地面積 (㎡)	施設(棟) 延床面積 (㎡)	構造
本納保育所	園舎	昭和57年	3,998.00	989.00	鉄筋コンクリート造
東郷保育所	園舎	昭和56年	4,373.85	1,076.79	鉄筋コンクリート造
豊田保育所	園舎	昭和54年	4,061.47	994.32	鉄筋コンクリート造
鶴枝保育所	園舎	昭和55年	5,098.00	1,252.30	鉄筋コンクリート造
二宮保育所	園舎	昭和61年	3,683.89	882.09	鉄筋コンクリート造
五郷保育所	園舎	昭和46年	3,129.70	489.66	木造
新治保育所	園舎	昭和49年	4,454.00	489.08	木造
中の島保育所	園舎	昭和50年	2,924.00	794.94	木造
町保保育所	園舎	昭和59年	3,180.34	941.03	鉄筋コンクリート造
朝日の森保育所	園舎	平成10年	2,565.96	914.54	鉄筋コンクリート造
豊岡幼稚園	-		2,141.00		
	管理教室棟	昭和40年		436.00	木造
	普通教室棟	昭和53年		173.00	木造
	普通教室棟	平成7年		117.00	木造
五郷幼稚園	管理教室棟	昭和52年	2,353.00	616.00	木造
新茂原幼稚園	管理教室棟	昭和53年	2,562.00	406.00	鉄筋コンクリート造
中の島幼稚園	管理棟	昭和53年	2,742.00	406.00	鉄筋コンクリート造

本市では、将来的な児童数については減少が見込まれますが、教育・保育に関わる公共施設（幼稚園・保育所）は老朽化が進んでおり、他の公共施設の統廃合も含めながら建物の見直しを検討する必要があります。また、市内で幼稚園や保育園を運営する民間事業者の意向を尊重し、できる限り民間事業者への移行を図りながら、公共施設の再編を図り、今後とも教育・保育の質の維持に努めていきます。

第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画の策定において、需要の指標となる「量の見込み」、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

<子ども・子育て支援法 第61条>

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 2 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

教育・保育提供区域は、事業計画としての事業資源の配置バランス上の枠組みであり、サービスの確保に向けた需給調整の区域です。ただし、事業実施単位ではないので、区域外に居住する子どもが、他の区域の施設に通園できないなどの制約を設ける単位ではありません。

なお、国の示した基本指針では、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域と示されています。本市の場合、通勤途中の子どもの送迎などの様子から、車での移動が一般的と考えられます。

<地区毎の保育所・幼稚園状況> ※参考

	公立保育所	公立幼稚園	私立保育園	私立幼稚園	認可外保育施設等
茂原	町保保育所 朝日の森保育所	新茂原幼稚園	高師保育園 東茂原保育園	エンゼル幼稚園 ふたば幼稚園 茂原聖マリア幼稚園	キッズステーション
東郷	東郷保育所			もばら幼稚園	
豊田	豊田保育所				
二宮	二宮保育所			アップル幼稚園	NPO法人すこやかキッズみどりがおかチャイルドハウス
五郷	五郷保育所	五郷幼稚園			ヤクルト
鶴枝	中の島保育所 鶴枝保育所	中の島幼稚園			キッズスクールインターナショナル 茂原中央病院
本納	本納保育所				
新治	新治保育所				
豊岡		豊岡幼稚園			かずさ子供の家

＜本市の地域子ども・子育て支援事業の現在の実施状況＞

- ・地域子育て支援拠点事業(2か所)
- ・妊婦健康診査(市全域対象)
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(市全域対象)
- ・一時預かり事業(4か所)
- ・延長保育事業(12か所)
- ・病児・病後児保育事業(1か所)
- ・放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(18か所)

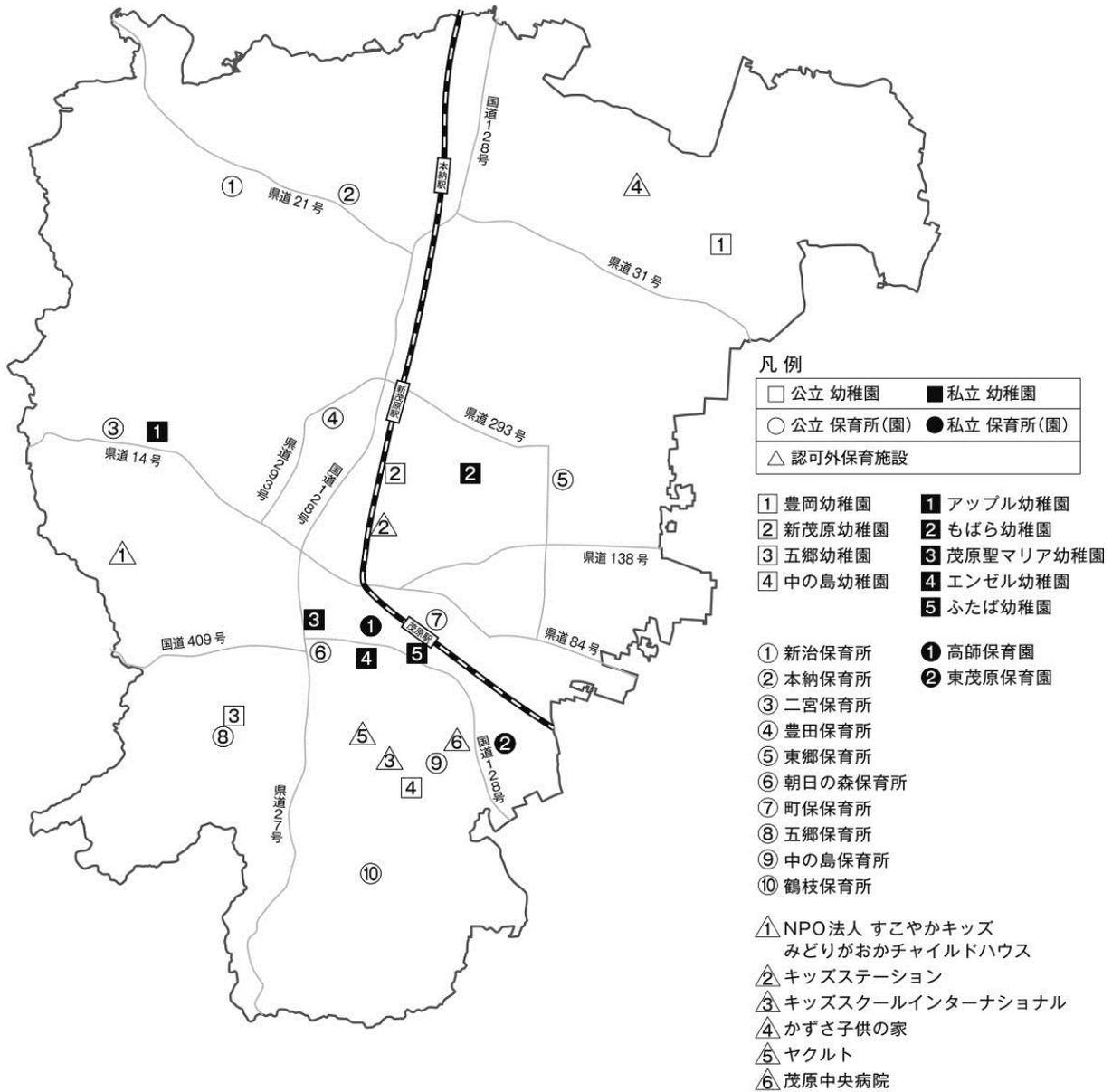
これまで、本市における地域子ども・子育て支援事業は、学童クラブを除き、市全域を対象として実施してきました。本計画で区域を細かく設定すればきめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものになってしまいます。

また、本市では、今後、児童人口が減少することが想定され、各施設における少人数化が進んでいくことが課題としてあげられます。子どもの健やかな成長・豊かな人間性を培うためには、子ども同士の関係づくりや互いに尊重する心を育てていくことが大切です。そのためには、少人数の中で特定の子どもとの関係づくりを進めるよりも、集団の中で様々な子どもと接していくことが重要です。

さらに、サービス提供側にとって、市全域でサービスを展開していくことによって、広範囲の子どもを柔軟に受け入れられるため、運営が安定し、サービスを持続して提供しやすくなることが考えられます。利用者側にとっても勤務地の都合などで居住地区にない施設・事業を利用しやすくなります。

以上のような理由から、本市では、教育・保育提供区域を教育・保育及び子育て支援事業を通じて全市1地区として設定し、市全域で各サービスの需給の調整を図っていきます。

＜本市における保育所・幼稚園などの設置状況＞



第4節 施策の体系

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として、「子ども・子育て支援法」に規定される幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に加え、「長生郡次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げてきた各施策について4つの基本目標を掲げ、推進していきます。

〔施策の体系図〕

未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら

「子ども・子育て支援法」重点施策

- 1 幼児期の学校教育・保育の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実



第4章

分野別施策の基本目標 (次世代育成支援対策地域行動計画継承施策)

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子育てを支援する環境の整備
- 4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進



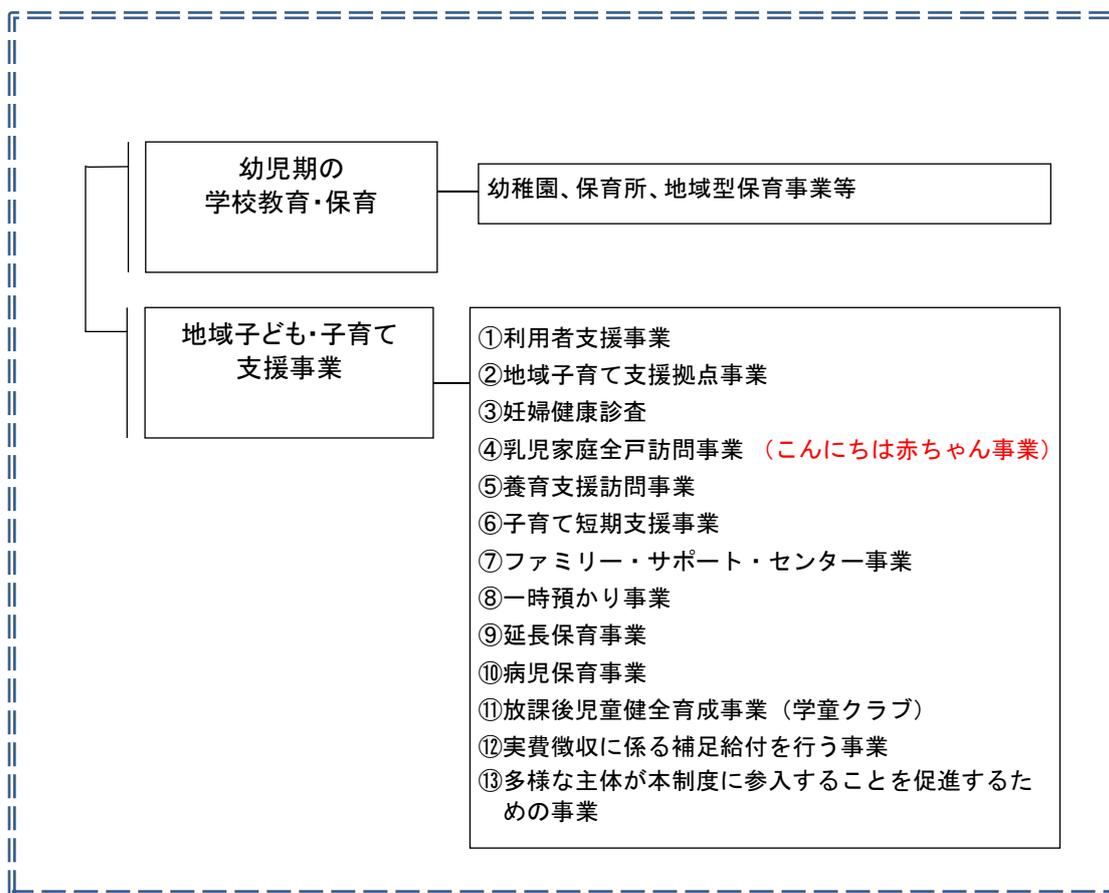
第5章

第4章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策 （「子ども・子育て支援法」重点施策）

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」による標準的な算出方法に準じ、平成25年12月実施のニーズ調査結果に基づき算出しました。

ただし、「国の手引き」では、「1号～3号認定の数は、幼稚園や保育所を利用している、市町村に居住する子どもの数と同じかそれを上回ることが基本である」ことを想定していますが、本市では、今後、児童数の減少に伴い、保育所や幼稚園の入所者数の減少が見込まれます。このことを踏まえ、幼児期の学校教育・保育の見込量については、実際の利用状況を勘案し、補正をした数値を見込量としました。

また、地域子ども・子育て支援事業の見込量については、各事業ごとに本市の実情に見合った数値かどうかを検討し、国の手引きに準じて算出した見込量又は、実際の利用状況やニーズ調査をもとに、補正した数値を見込量としました。



第1節 幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策

1 見込量

幼稚園、保育所ともに、利用者数が定員を下回ることが予想されますが、保育所では従事する職員（保育士等）の確保等が伴わず、平成27年度から待機児童が発生している。

(1) 幼稚園の見込量と提供量

人数	25年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (新推計)	31年度 (新推計)
①見込量	898	918	921	888	901	912
1号認定こども(3～5歳、保育の必要性なし)	-	918	921	888	901	912
2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	-					
②提供量(定員)	1,290	1,290	1,235	1,235	1,185	1,115
特定教育・保育施設(公立幼稚園)	455	455	400	400	400	330
確認を受けない幼稚園(私立幼稚園)	835	835	835	835	785	785
差(②-①)	392	372	314	347	284	203

※2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定されるものについては、幼稚園を利用と考える。

※小数第1位で端数処理をしているため、合計数と一致していない場合がある。

※平成30年4月にアップル幼稚園が認定こども園へ移行(1号定員 200人⇒150人)

※平成30年度末で中の島幼稚園が閉園(定員80人)

※実績値を基に、平成30年度・平成31年度の見込量を推計。

※1号認定子どもと2号認定子どものうち幼稚園の利用希望が強い子どもを一体的に捉え、見込量とした。

(2) 保育所等の見込量と提供量。

人数	25年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (新推計)	31年度 (新推計)
①見込量	1,370	1,312	1,332	1,358	1,379	1,378
2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	-	900	885	902	879	868
3号認定こども(0歳)	-	43	53	55	60	61
3号認定こども(1, 2歳)	-	369	394	401	440	449
②提供量(定員)※1	1,649	1,668	1,668	1,668	1,650	1,650
特定教育・保育施設(認可保育所)	1,649	1,649	1,649	1,649	1,631	1,631
2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	-	1,163	1,163	1,163	1,136	1,136
3号認定こども(0歳)	-	52	52	52	60	61
3号認定こども(1, 2歳)	-	435	435	435	435	435
地域型保育事業(小規模保育等)	-	19	19	19	19	19
3号認定こども(0歳)		3	3	3	3	3
3号認定こども(1, 2歳)		16	16	16	16	16
差(②-①)	279	356	336	310	271	272

<待機児童数>

人数	25年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (新推計)	31年度 (新推計)
③待機児童数	0	20	19	70	0(目標)	0(目標)

※平成27年9月に地域型保育事業(はぐくみ)が認可(定員19人)され、人数の変更を行う。

※平成29年度で新治保育所が閉所(定員60人)

※平成30年4月にアップル幼稚園が認定こども園へ移行(2号定員30人、3号定員12人)

※実績値が見込量を超えて推移していたため、実績値を基に算出した数値に加え、平成29年度における待機児童(約70人)を解消するため、割合の高い3号認定子どもを増加し、平成30年度・31年度の見込量を推計。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市における、幼児期の学校教育・保育の見込量に対する提供量は、公立及び私立の「教育・保育施設」の現状の定員数や計画期間中の推計児童数から、十分な量があると考えられます。また、民間事業者に地域型保育事業（小規模保育）を実施したいという意向があることから、民間活力を活用し、民間事業者による小規模保育の実施を支援していきます。

※計画期間中の平成27年9月に、民間運営による小規模保育事業「はぐくみ」（定員19人）を認可し提供体制の確保に努めました。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

民間事業者の新制度への移行に係る意向を尊重し、新制度への移行支援を行います。また、計画期間中にも少子化が進み、児童数の減少が見込まれる中、公立の「教育・保育施設」は、民間事業者の意向と調整を図りながら、適正な施設数となるよう施設の再編を計画的に進めます。

さらに、小1プロブレム^{*}への対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、定期的に連絡協議会等を開催し、幼稚園・保育所と小学校との交流を深めます。

※計画期間中の平成28年8月に、「公立保育所・幼稚園整備計画」を策定し、施設の再編を進めています。児童数の減少や保育ニーズの多様化を踏まえつつ、公立施設の統廃合とともに、市の北部エリアと南部エリアに、民間運営による「幼保連携型認定こども園」を設置しようとする計画であり、期間中に事業者の募集・選定・開設支援を行います。

※私立幼稚園（1園）から、平成30年4月に「幼稚園型認定こども園」へ移行したいとの申し出があり、その移行支援を行います。新たな保育枠が増えることから、待機児童解消対策の一助になる事が期待されています。

※小学校に入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、先生の話听不懂など、の学校生活になじめない状態が続くこと。

4 待機児童解消対策

提供体制としては、見込量に対しての確保策（定員）は充足されていますが、平成27年度から保育所において待機児童が発生しています。主な理由としては、入所要件の緩和や女性の社会進出の進捗と核家族化の進行、また保育士不足によるものが挙げられます。そのため、「待機児童の解消」を大きな目標として掲げ、短期的な対策としては、私立幼稚園（アップル幼稚園）の認定こども園への移行を支援し、保育枠の確保を図るとともに、継続的な保育士確保や、職員配置体制の見直しを図ります。

また、長期的な対策といたしましては、「公立保育所・幼稚園整備計画」で計画している「幼保連携型認定こども園」を整備することで保育枠拡大を図ります。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策

1 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在、子育て支援サービスの利用についての相談は、子育て支援課や保健センター窓口で受けています。子育てに関する各種手続や情報提供などが適切に行なえるよう、連携を図りながら子育て相談・子育て支援の充実を図ります。

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
見込量(か所)	1	1	1	2	2
確保策(か所)	1	1	1	2	2
確保策－見込量	0	0	0	0	0

※平成30年から保健センターにおいて、「母子保健型」の利用者支援事業を開始することから、確保策(か所)数を増加した。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、市内では私立保育園2か所で実施しています。平成30年4月に私立幼稚園1園が、「幼稚園型認定こども園」に移行するに際し、本事業の実施に向けた検討をしていることから、必要な支援を行います。

◇見込量は年間延人数、ニーズ調査結果の今後利用したいと考えている割合(22%)を25年度実績に増と考え算出。

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (新推計)	平成31年度 (新推計)
見込量(人)	4,453	4,904	4,318	5,819	5,533	5,533
確保策(か所)	2	2	2	2	3	3

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦が安心して安全な出産を迎えることができるよう、関係機関（産婦人科医院等）との連携を図りながら、継続して実施していきます。

◇見込量は年間延人数。妊婦が健診を14回を受診するとし、各年度の0歳児数を乗じて推計。

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
見込量(人)	7,244	6,704	6,385	7,616	7,420	7,168
確保策(人)		6,704	6,385	7,616	7,420	7,168
確保策－見込量		0	0	0	0	0

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後2～3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在、保健師・看護師・保育士が訪問しています。引き続き、保護者の産後の不安を和らげ子育て相談ができるよう、訪問連絡を積極的に実施しながら、乳児のいる全家庭を訪問できるよう実施していきます。

◇見込量は年間延人数。各年度の0歳児数を推計。

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
見込量(人)	583	578	550	544	530	512
確保策(人)		578	550	544	530	512
確保策－見込量		0	0	0	0	0

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。事業実施については、平成27年度より子育て支援課で行っていきます。

◇見込量は対象人数。乳児家庭全戸訪問事業から把握した養育支援が必要と考えられる過去3年間の平均値から算出。

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
見込量(人)	10	16	23	23	23
確保策(人)	10	16	23	23	23
確保策－見込量	0	0	0	0	0

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。ショートステイ事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、原則として7日以内に児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行うものです。トワイライトステイ事業は、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるものです。

今後、事業者に対して事業内容の啓発周知を促し、計画期間中に事業の実施を検討していきます。

◇見込み量は年間延人数。「国の手引き」に準じて算出。

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
見込量(人)	0	0	0	789	772
確保策(か所)	0	0	0	0	0

7 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本事業は、多方面での効果が期待されることから、早期に事業者を選定し、平成30年度中の実施に向けて検討します。

◇見込量は就学時の年間延人数。「国の手引き」に準じて算出。

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
見込量(人)	0	0	0	298	294
確保策(か所)		0	0	1	1

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、市内では、2か所の私立保育園で実施し、2か所の認可外保育施設でも対応をしています。ニーズ調査の結果などからうかがわれる保護者からの要望があるため、今後は、受け入れ人数を増やしたり保育士等の確保を図りながら、平成29年度から公立保育所において1か所の実施に努めていきます。

なお、幼稚園の在園児を対象とする一時的な預かりについては、すべての私立幼稚園において実施しており、各園の新制度に係る移行を尊重し、必要な移行支援を行っていきます。

幼稚園在園児以外

◇見込量は年間延人数、「国の手引き」に準じて算出。

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (新推計)	平成31年度 (新推計)
見込量(人)	261	244	350	375	400	400
確保策(か所)	4	4	4	5	5	5

幼稚園在園児による一時預かり

◇見込量は年間延人数、「国の手引き」に準じて算出。

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (新推計)	平成31年度 (新推計)
見込量(人)	14,093	20,984	21,000	21,000	21,000
確保策(か所)	5	5	5	5	5

9 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在、市内すべての保育所で11時間以上の保育を実施していますが、ニーズ調査結果等では保護者からの時間延長の要望が出ています。継続して事業を実施するとともに、平成28年度から公立保育所1か所において朝の時間帯を延長し、他の公立保育所についても、朝の時間の延長について検討していきます。

◇見込量は年間延人数。「国の手引き」に準じて算出

			平成25年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (新推計)	平成31年度 (新推計)
見込量(人)			1,634	2,146	2,146	2,200	2,200	2,200
確保策(人)				2,146	2,146	2,200	2,200	2,200
確保策－見込量				0	0	0	0	0
確保策 (か所)	開所 時間	7:00～19:00	2	2	4	4	4	4
		7:30～19:00	10	10	9	9	9	9

10 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、市内にある内科医院内において1日4人を定員で病時・病後時保育を実施しています。今後は、子育て中の保護者へ事業の啓発・周知を広めていき、利用者の拡大を図っていきます。また、計画期間中に1か所の医療機関の設置を検討していきます。

◇見込量は受入れ最大可能人数。過去3年間の平均開設日数(241)×1日の定員(4)で算出。

			平成25年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込)	平成30年度 (新推計)	平成31年度 (新推計)
見込量(人)			164	221	121	220	220	220
確保策(人)				221	121	220	220	220
確保策－見込量				0	0	0	0	0
確保策(か所)			1	1	1	1	1	1

11 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童センター等を利用して健全な育成を図る事業です。

子どもの安全・安心を最優先と考え、施設の老朽化に対応するなど、学校の余裕教室等を活用した事業展開が図れるよう、教育委員会と連携します。

今後、見込みが定員を上回る学童クラブが生じることも想定されます。学童クラブごとに状況が異なるため、利用者が均一なサービスが受けられるよう、計画期間内に個別に確保策を検討していきます。

また、教育委員会が進める放課後子ども教室推進事業^{*}との連携に努めます。

◇見込量はニーズ調査の小学生（1年生～3年生）の保護者の回答の利用希望から算出。

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (新推計)	平成 31 年度 (新推計)
見込量(人)		456	523	558	570	580	590
確保策(人)		570	570	600	600	615	615
確保策－見込量		114	47	42	30	35	25
確保策 (か所)	放課後 児童クラブ	18	18	19	19	19	19
参考 (か所)	放課後 子ども教室	4	4	5	5	6	6

※平成 28 年度に新しい学童クラブが設置され、定員増となった。平成 30 年度には学校内に移転を予定している学童クラブがあり、定員の増加が見込めるため定員増を図ります。

※子どもたちの安全・安心な居場所づくりと異学年交流を目的に、様々な体験活動や地域住民との交流を行う事業。保護者の就労状況に関わらず参加できる。本市では、夏休みの期間に実施し、平成 26 年度は小学校 4 校において各 5 日間で実施した。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国や近隣の市町村の動向をみながら、実施の検討をします。

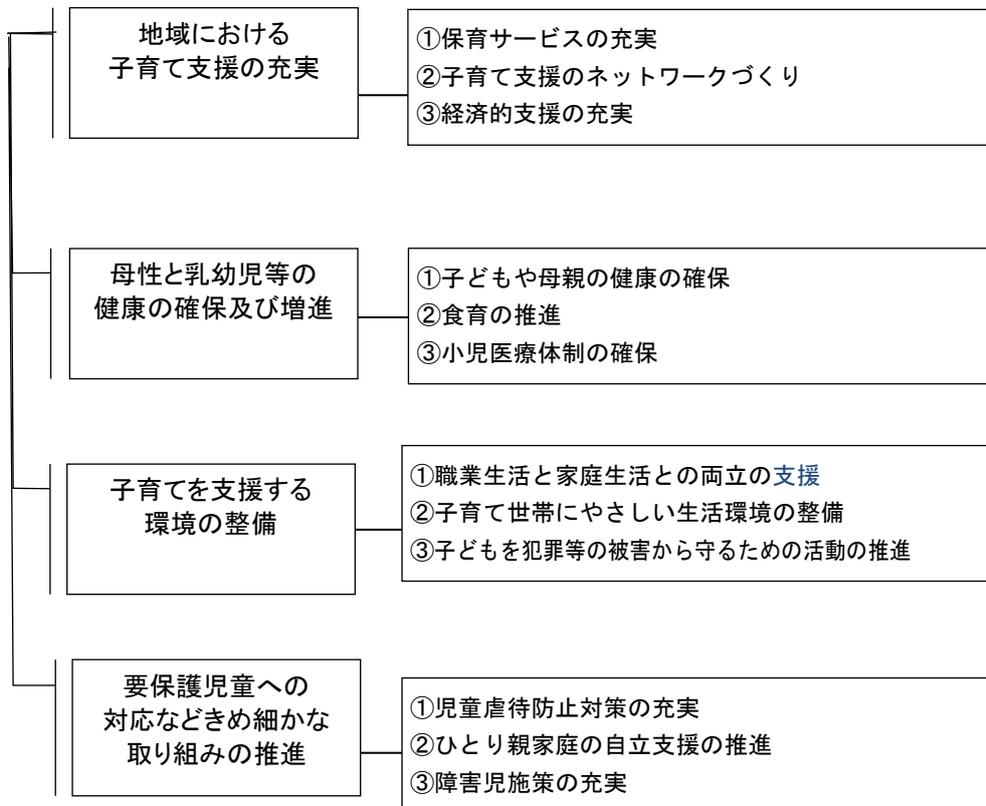
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて実施の検討をします。

第5章 分野別施策の推進

「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」では、7つの基本目標を掲げ、幅広い視点から、子ども・子育て支援を推進してきました。本計画では、子育て支援の観点に重点をおき、行動計画の目標を再編成した以下の4つの基本目標を掲げ、各施策の推進に努めていきます。

■基本目標



第1節 地域における子育て支援の充実

都市化の進行や核家族化、女性の社会進出が進む中、保育サービスのニーズは多様化しています。

本市には、認可保育所が公立10か所、私立2か所あり、生後57日目からの子どもを受け入れる乳児保育や、障害児保育を実施し、安心して子どもを預けることができる保育サービスの充実に努めています。また、サービスの担い手としては、行政だけでなく、民間事業者、子育てサークル、地域の高齢者や子育て経験者などの住民の役割も期待されます。引き続き、質の高い保育サービスの提供に努めるとともに、民間事業者や、住民の活動を尊重し、情報提供やネットワークづくりの支援をしていきます。

さらに、子育てには、教育費、医療費をはじめとし、多くの費用が掛かります。子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されないように、子どもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

1 保育サービスの充実

【事業番号 1】

事業名	障害児保育事業	担当課	障害福祉課 子育て支援課
事業内容	保護者の労働等により家庭での保育ができない障害児で、集団保育が可能な児童を受け入れます。		
平成28年度までの取り組み	すべての保育所において、障害児の受け入れ体制に努めました。		
平成31年度までの方向性	上記取り組みを継続します。保護者のニーズも高く、社会的必要性も高いことから、職員の確保に努めていきます。		

【事業番号 2】

事業名	乳児保育の実施	担当課	子育て支援課
事業内容	すべての保育所で乳児の受け入れ体制を整備します。		
平成28年度までの取り組み	すべての保育所において、生後57日目からの乳児を受け入れました。		
平成31年度までの方向性	上記取り組みを継続します。また、低年齢児のニーズが高いため、年度途中の受け入れの対応策を検討していきます。		

【事業番号 3】

事業名	民間保育サービスの活用の促進	担当課	子育て支援課
事業内容	保育サービス及び学童クラブの充実、地域子育て支援センターの設置等、仕事と子育ての両立を支援するための民間の力を活用した多様な保育サービスの実施・充実に努めます。		
平成 28 年度 までの取り組み	一時保育、延長保育、放課後児童健全育成事業の充実に努めました。また、認可外保育施設等の民間サービスを紹介し、活用に努めました。		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続します。		

2 子育て支援のネットワークづくり

【事業番号 4】

事業名	地域の力を生かした子育て支援	担当課	子育て支援課 生涯学習課 保健センター 社会福祉協議会
事業内容	地域の力を生かした子育て支援として、NPO、ボランティア、地域住民などを対象とした、相互援助活動の支援をします。また、相談事業等の中で、子育てサークルの紹介をします。		
平成 28 年度 までの取り組み	保健センター、児童相談所、主任児童委員等の行政とNPOナルクの会や子どもセンター等の民間事業者の官民の枠を超えたネットワーク化に努めました。		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 5】

事業名	子育て支援サービスに関する情報提供	担当課	子育て支援課 保健センター
事業内容	子育て世帯が必要な情報を得られるように、また、市民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、保育・母子保健事業の情報や子育てサークルの紹介等各種情報の提供と内容の充実に努めます。		
平成 28 年度 までの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「もばらで子育てハンドブック」を 2,000 部作成し、図書館・保健センター・児童センター・子育て支援課等で配布しました。 ・市の公式ウェブサイト等で、保育サービスの情報を提供しました。 ・出生時に母子事業の案内を配布し周知に努めました。 		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、様々な機会を通じて制度周知に努めます。		

【事業番号 6】

事業名	家庭児童相談事業	担当課	子育て支援課
事業内容	子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問、児童相談所等関係機関へ連絡をとり対処します。		
平成 28 年度までの取り組み	相談担当を3名配置し、子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けました。各関係機関と連携を密にし、ネットワークを活用しながら相談や訪問を行い、困難なケースについては個別支援会議を開催しました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、充実した体制で事業が行えるよう、引き続き増加傾向にある要保護家庭への対応を図ります。		

3 経済的支援の充実

【事業番号 7】

事業名	保育所保育料の減免	担当課	子育て支援課
事業内容	2人以上同時入所、ひとり親世帯、災害、疾病、第3子以降、その他の経済的な理由等により市長が保育料の納入が困難と認めた者を対象に保育料の減免を行い、経済的支援に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	2人以上同時入所、ひとり親世帯、第3子以降等、保育料を減免しました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 8】

事業名	私立幼稚園在園児の保護者に対する経済的支援	担当課	学校教育課
事業内容	私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し、一定条件のもと、私立幼稚園就園奨励費補助や私立幼稚園園児補助金などの経済的支援に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	市内に在住し、私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、毎年変動する国の補助限度額に準拠した規則改正を行い、補助金の支給をしました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 9】

事業名	児童手当の支給	担当課	子育て支援課
事業内容	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、中学校修了までの児童を養育している方に支給します。		
平成 26 年度 までの取り組み	国の制度に基づき、手当を支給しました(所得制限あり)。 3歳未満 15,000 円 3歳以上小学校修了前(第1・2子)10,000 円 3歳以上小学校修了前(第3子以降)15,000 円 中学生 10,000 円		
平成 28 年度 までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 10】

事業名	子ども医療費の助成	担当課	子育て支援課
事業内容	中学校3年生までの入院医療費及び通院医療費の助成を行い、経済的な支援をします。		
平成 28 年度 までの取り組み	[助成内容の推移] 平成 22 年 入・通院ともに助成対象を未就学児から小3に拡大 平成 24 年 入院の助成対象を中3まで拡大 平成 25 年 所得制限限度額を引き上げ 平成 26 年 市独自による通院助成対象を小6まで拡大 平成 27 年 通院情勢を中3まで拡大		
平成 31 年度 までの方向性	現行制度のさらなる拡充をめざし、経済的支援に努めます。		

第2節 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな育ちのためには、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じた切れ目ない支援に配慮することが重要です。そのため、母子保健対策の趣旨を踏まえ、安全・安心に妊娠・出産ができ、乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して育児ができる環境や体制を確保することが必要です。

また、生涯にわたって、心身の健康を確保し、生き生きと暮らすためには、「食」が重要です。成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取し、健全な心身を培う基礎となるように、食育の推進に努めます。

さらに、子どもの健全な育成のためには、小児医療体制が整備されていることが重要です。子どもの健やかな育ちを支えるために、地域医療体制の確保に努めていきます。

1 子どもや母親の健康の確保

【事業番号 11】

事業名	母子健康手帳等の交付	担当課	保健センター
事業内容	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センター・健康管理課で随時窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、市町村母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦・乳児健康診査受診票の使い方の説明、子どもの医療対策の周知に努めます。転入妊婦については連絡票を作成・活用しています。また、ハイリスク妊婦等を支援するため、相談体制の充実と産婦人科医との連携を図ります。		
平成28年度までの取り組み	専門職を中心に保健センター、健康管理課で母子手帳を交付し、面接による聞き取りにより、ハイリスク妊婦等を早期に発見し、支援することができるよう努めました。		
平成31年度までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、妊婦届出のあった対象者の全数面接の実施とケアプラン作成に努めるなど、内容の充実に努めます。		

【事業番号 12】

事業名	ママ・パパ教室の開催	担当課	保健センター
事業内容	充実した妊娠期を過ごすことが母体、胎児ともに必要であり、子育て期の初めての事業として、ママ・パパ教室を開催しています。夫や仕事を持つ妊婦がより参加しやすいよう、土曜日も設定しています。近年は育児面(児童虐待予防含む)の指導を充実させています。		
平成28年度までの取り組み	計画当初は1コース3日で年3回実施していましたが、平成25年度からは、年5回コースで1コース2回(1回目は出産準備編、2回目は産後・育児編)で年5回土曜日と平日を交互に開催しました。受講妊婦数については、増加傾向にあります。		
平成31年度までの方向性	引き続き、夫の妊婦体験やオムツ交換の実習を取り入れながら夫婦で協力して取り組めるような内容で実施していきます。また、核家族化や少子化により子育て不安を訴える母親が増加しているので妊婦・母親の心の健康についての充実に努めます。		

【事業番号 13】

事業名	妊産婦・新生児等訪問指導	担当課	保健センター
事業内容	新生児・未熟児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、新生児期の不安の高い時期に助産師等による家庭訪問を行います。また、ハイリスク妊婦についても安心して妊娠期を過ごすことができるように、家庭訪問を行います。		
平成 28 年度までの取り組み	妊娠届出時にアンケートを実施し、若年妊婦のみならずハイリスク妊婦を早期に把握し、妊婦訪問につなげました。初産で訪問希望がない産婦に対しては電話をかけ、訪問を勧めました。未熟児や気になる産婦については、医療機関と情報交換を行い、必要な時期に必要な支援を提供できるよう努めました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みに加え、ママ・パパ教室事業と連携し、産後うつ傾向のある母親を早期に発見することや、妊婦訪問が必要なケースの把握に努め、訪問につなげます。初産婦については、引き続き、全数訪問を目指し、希望がない場合についても勧奨や状況把握に努めます。未熟児については、医療機関からの退院時サマリーを基に、訪問が必要なケースを把握し、訪問につなげます。		

【事業番号 14】

事業名	乳幼児訪問指導の実施	担当課	保健センター
事業内容	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続個別指導が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問や電話をかけ、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診者に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	地区担当制で訪問を実施し、必要により、子育て支援課や障害福祉課、健康福祉センターの保健師と同行訪問を行いました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 15】

事業名	乳幼児健康診査の実施	担当課	保健センター
事業内容	乳児健診(3～6か月児、9～11 か月児:医療機関に委託)、1歳6か月児・3歳児健康診査を実施するとともに、支援が必要な母子に対しては、家庭訪問、電話相談を実施し、継続的に支援しています。また関係機関と連携し、療育事業の紹介をしています。未受診者の中により支援が必要な家庭が存在することから、訪問や関係機関との連携により、情報収集に努め、適切な支援を実施します。		
平成 28 年度までの取り組み	1歳6か月児、3歳児健診の未受診者は、虐待等のリスクが高いため、訪問による対象者の把握、受診勧奨を行いました。訪問や電話をしても把握ができない場合、所属集団を把握する為に、子育て支援課や学校教育課に照会を行いました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、内容の充実に努めます。		

【事業番号 16】

事業名	乳幼児健康相談の実施	担当課	保健センター
事業内容	乳児がいる家庭を対象に、育児不安等への早期援助と、育児情報の交換による仲間づくりの支援を図るため、6か月乳児相談を実施します。親子遊びを通し、親子の愛着形成の促進を図り、母親同士の交流がもてるように促すとともに異常の早期発見、疾病改善への援助をします。6か月乳児相談の場において、図書館・子育て支援課・健康管理課の3課合同のブックスタート事業を実施しており、親が本の読み聞かせを通して子どもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。また、随時、乳幼児がいる家庭を対象に個別相談に応じます。		
平成28年度までの取り組み	子育て支援に主眼を置き、平成25年度より対象月齢を6か月児に変更しました。		
平成31年度までの方向性	親子遊びを通し、親子の愛着形成の促進を図り、母親同士の交流がもてるよう促すと共に異常の早期発見、疾病改善への援助をしていきます。		

【事業番号 17】

事業名	乳幼児発達支援の充実	担当課	子育て支援課
事業内容	遊びを中心に親子のふれあいを通して、幼児の発達を支援する「ひまわりリッコ教室」を実施し、乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。また、子育て・ことばの相談を行い個別支援を行います。		
平成28年度までの取り組み	平成25年度までは、ひまわりリッコ教室の実施回数が年11回でしたが、平成26年度より24回へと増やしました。また、子育て・ことばの相談を行い、個別支援の場を設けました。		
平成31年度までの方向性	上記取り組みを継続し、乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。		

【事業番号 18】

事業名	歯科健康診査等の実施	担当課	保健センター
事業内容	歯科医師による歯科健康診査、及び歯科衛生士による個別指導を実施しています。1歳6か月、3歳児健診及び2歳児歯科健診においては、希望者にフッ化物歯面塗布を実施するとともに個別指導に重点を置き、むし歯予防の啓発に努めます。 また、幼稚園・保育所巡回歯科指導をはじめ、小学1・3・5年生と中学1年生まで継続した歯科指導を行うことにより将来にわたり健康な生活が送れるよう「8020運動」を推進しています。		
平成28年度までの取り組み	上記内容を実施するとともに、個別指導に重点を置き、むし歯予防の啓発に努めました。なお、3歳児健診におけるう蝕罹患率は平成21年度18.8%、平成25年度15.3%と減少しています。巡回歯科指導とあわせ、市内全保育所(園)と7校の小学校において、フッ化物洗口事業を実施し、永久歯のむし歯予防に取り組みました。		
平成31年度までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、内容の充実に努めます。各幼児健診の実施期間がそれぞれ1年空くため、各家庭で歯科医院を受診し、フッ化物歯面塗布を積極的に勧めていきます。あわせて、未実施の幼稚園・小学校においてフッ化物洗口の推進を図ります。		

2 食育の推進

【事業番号 19】

事業名	離乳食指導	担当課	保健センター
事業内容	6か月乳児相談において母親等を対象に、離乳食の進め方や与え方を理解し、離乳食の大切さについて認識を深めてもらうための講話、地区組織の協力を得て、離乳食の試食を行い、離乳食指導に努めます。また、乳児相談、幼児健診、電話相談等で個別にも離乳食・幼児食に対するの不安が解消できるように努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	4か月、10 か月乳児相談時に離乳食の開始と進め方など集団指導を行い、希望者に個別相談を実施しました。また電話での離乳食相談にも応じました。地区組織である、食生活改善協議会（平成 26 年4月より、健康生活推進員会となる）の協力を得て、「月齢に応じた離乳食」の試食を母親に実施しました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 20】

事業名	保育所給食の推進	担当課	子育て支援課
事業内容	<p>下記の役割をもつ保育所給食の推進・充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤 ・おいしい、楽しいという情緒的機能 ・食事を大切にする考え方を教える教育的機能 <p>また、自校給食方式により、3歳未満児の完全給食と3歳以上児の副食給食、離乳食、アレルギー食の実施に努めています。給食献立及び給食時を楽しくすること等、保育所給食の充実に努めます。</p>		
平成 28 年度までの取り組み	乳幼児期からの適切な食事の取り方や食習慣の定着を勧め、献立表や食育だよりを発行・配布し、情報の提供に努めました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 21】

事業名	学校給食の推進	担当課	学校教育課
事業内容	児童生徒の発育や健康をつかさどる学校給食については、自校給食方式及び給食センター方式で実施しており、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導等を推進します。また、バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等、学校給食の充実に努めます。さらに、児童生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配布するなど情報の提供に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	バランスのよい食事の提供や地元産の食材の使用など、学校給食の充実に努めるとともに、児童・生徒の家庭に対して、献立表や給食だよりを発行・配布するなど、情報の提供に努めました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 22】

事業名	健康生活推進員の活動	担当課	保健センター
事業内容	生涯を通じた健康づくりの一貫として、正しい食生活習慣の普及活動を展開します。また、地産地消の推進など食育活動に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	子どものころから正しい食生活や良い生活習慣が定着できるよう、幼児・学童・保護者に対して、健康づくりと食育を視野に入れた教室を開催しました。また6か月乳児相談では、「月齢に応じた取り分け離乳食」の提供を行いました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

3 小児医療体制の確保

【事業番号 23】

事業名	地域医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会協力を得ながら医療機関との連携を図り、地域医療体制の整備に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	小児専門医療機関と小児科を標榜する一般病院が、それぞれの機能に応じた役割分担に基づき、連携強化して効率的な医療体制の整備に努めました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、基幹病院である長生病院の医師確保に努めるとともに、産科及び小児科の救急問題について検討します。		

【事業番号 24】

事業名	休日・夜間医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	休日・夜間当番医療体制、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供及び周知に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	広報等による子ども急病電話相談（#8000 番）の周知を図りました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、空白時間（急病者の受入れが困難な時間）の解消に努めます。		

【事業番号 25】

事業名	二次救急医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	妊娠中毒症や超未熟児等の周産期医療のため、NICU病床の整備や搬送体制の充実を図るよう関係機関との連携に努めます。また、二次救急医療体制の充実のため、特に小児救急の整備に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	小児医療におけるそれぞれの役割分担を明確化するとともに、初期、二次及び三次の小児救急医療体制における円滑な受け入れ体制の整備に努めました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

第3節 子育てを支援する環境の整備

近年の核家族化に伴い、多くの子育て世帯が、仕事と家庭の両立について悩みを抱えていることが考えられます。

共働き世帯はもちろんのこと、専業主婦（夫）家庭においても、主に子育てを担当している方の親の負担が過大し、育児不安等へ繋がっていくことが考えられます。

子育て世帯への支援のためには、子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけではなく、父親と母親が、家庭内で協力して子育てをしていくという意識をもち、仕事と生活の調和を取っていくことが必要です。そのため、子育てに対する意識の啓発や、働き方の見直しを行い、安心して仕事と家庭の両立ができるような支援に努めていきます。

また、子どもや子ども連れの保護者が安心して利用できる公共施設等の整備や、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための実践的な訓練等を実施していきます。

1 職業生活と家庭生活との両立の支援

【事業番号 26】

事業名	男女の働き方の意識の是正	担当課	企画政策課 商工観光課
事業内容	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。関係機関との連携により今後も意識の是正に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	男女共同参画大会を開催し、参加者に男女の働き方の見直しを含めた男女共同参画の意識啓発を行いました。また、関係機関が実施する研修会等を市職員や市民に広く案内しました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 27】

事業名	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	担当課	企画政策課 商工観光課
事業内容	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主等への啓発に努めるとともに、住民に対する広報に努めます。今後も講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の周知を図るため、パンフレットの配布・市ホームページでの広報を行いました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

2 子育て世帯にやさしい生活環境の整備

【事業番号 28】

事業名	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	担当課	管財課
事業内容	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベット、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世代が安心して利用できるトイレ等の整備に努めます。		
平成 28 年度 までの取り組み	市庁舎は一部設置済みです。個室トイレの改修を伴わないベビーキープの設置について検討しました。		
平成 31 年度 までの方向性	今後も可能な範囲で整備に努めます。		

3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【事業番号 29】

事業名	防犯講習の実施	担当課	学校教育課 子育て支援課
事業内容	子どもが犯罪等に遭わないようにするために、校内における危機管理マニュアルによる実践的な講習訓練、保育所園児を対象に不審者対応訓練を実施します。		
平成 28 年度 までの取り組み	警察署の協力を得て、実践的な不審者対応訓練を計画的に実施し、危機管理マニュアルを見直しました。		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、防犯講習の充実に努めます。また、あらゆる場面を想定した不審者対応訓練を積み重ね、児童生徒の危機意識を高めていきます。		

第4節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

親からの虐待によって子どもが死亡するケースも後を絶ちません。問題が深刻化する前の早期発見・早期対応のため、母子保健事業を通じた家庭状況の把握や相談体制の強化を図るとともに、被害を受けた子どもに対して、細やかな対応をしていくことが求められます。

また、ひとり親家庭や、障害を持つ子どもには、個々に応じた支援が必要です。

きめ細かな対応や支援が必要な子どもと子育て家庭に対し、関係機関で連携し、支援体制の充実に努めます。

1 児童虐待防止対策の充実

【事業番号 30】

事業名	要保護児童対策地域協議会の運営	担当課	子育て支援課
事業内容	児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するための環境整備を目的として、「要保護児童対策地域協議会」を設置します。教育、学校、警察、法務局の代表が集まり、情報交換や、課題や対応策等を協議する場を設けます。		
平成28年度までの取り組み	「茂原市要保護児童対策地域協議会」を設置し、2回の代表者会議、4回の実務者会議、35回の個別ケース検討会議を開催しました。		
平成31年度までの方向性	必要に応じて実務者会議、個別ケース会議等を増やしていきます。		

【事業番号 31】

事業名	虐待の発生予防	担当課	保健センター 子育て支援課
事業内容	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした、母子保健事業の強化に努めます。新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳児相談、幼児健診等において育児負担の状況把握をし、虐待の発生予防に努めます。		
平成28年度までの取り組み	新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳児相談、幼児健診等において育児負担の状況把握をしました。乳児家庭全戸訪問事業では全家庭の訪問を目指し、養育環境の確認や、必要に応じて子育て支援サービスの紹介を行いました。		
平成31年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

【事業番号 32】

事業名	ひとり親家庭等の自立、就業支援	担当課	子育て支援課
事業内容	現行制度として、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成制度などがあり、自立・就学・相談支援の推進をします。また、母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を支援するため、各種制度・支援をパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めます。母子家庭の母または父子家庭の父を対象に自立に繋がる対象教育訓練を受講した場合には、支払った経費の一部を支給します。		
平成 28 年度までの取り組み	給付に代わる施策として、自立のために対象教育訓練を受講した場合に、支払った経費の一部を給付する「自立支援教育訓練給付金」制度の利用促進に努めました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、母の就職及び生活の安定に結びつく資格の取得による経済的自立支援を促進するため、「高等職業訓練促進給付金事業」を平成 28 年度から実施し、制度周知にも努めていきます。引き続き、ハローワーク等との連携に努めます。		

【事業番号 33】

事業名	児童扶養手当の支給	担当課	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭福祉の充実を図るため、児童扶養手当の支給により、安心して家庭生活を送ることができるよう寄与していきます。		
平成 28 年度までの取り組み	父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給しました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 34】

事業名	優先入居制度の活用	担当課	建築課
事業内容	公営住宅の空き家募集において、公募型公開抽選により入居者を選考しています。ひとり親世帯等の条件により当選確率を優遇します。		
平成 28 年度までの取り組み	公募型公開抽選により入居者を選考していますが、ひとり親家庭等に対して当選の確率が高くなるよう配慮しました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

3 障害児施策の充実

【事業番号 35】

事業名	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	担当課	保健センター 障害福祉課 学校教育課 子育て支援課
事業内容	発達障害が疑われる児童に対し、家族支援や相談を実施しています。また、該当する児童生徒に対し、指導コーディネーターの派遣や心の教室相談事業など教育的支援を進めるとともに、発達障害の疑いのある乳幼児の子育て相談・ことばの相談・遊びの教室を実施します。		
平成 28 年度 までの取り組み	<p>幼児健診等で発達に心配のある児童に対し、遊びの教室や子育て相談等の専門相談を紹介しました。また児童生徒に対し、幼稚園や保育所に指導コーディネーターを派遣し、集団生活に適応できるよう支援しました。</p> <p>[取り組みの推移]</p> <p>平成 21～24 年 年 12 回子育て相談・ことばの相談を実施。</p> <p>平成 22～24 年 年 3 回言語聴覚士・臨床心理士による発達相談を眼科二次健診にて実施。</p> <p>平成 25～26 年 年 15 回それぞれ子育て相談・ことばの相談を実施。</p>		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、子育て相談・ことばの相談については年 24 回実施し、支援の充実に努めます。		

【事業番号 36】

事業名	特別児童扶養手当の支給	担当課	障害福祉課
事業内容	心身に障害のある児童を監護又は養育している方を対象にした特別児童扶養手当の支給について、国・千葉県の指針に基づき特別児童扶養手当の適正な事務に努めます。		
平成 28 年度 までの取り組み	有期更新、所得調査、進達事務(額改定請求、新規、変更、資格喪失)、市ホームページ・広報等による制度周知を実施しました。		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 37】

事業名	身体障害児補装具給付事業の実施	担当課	障害福祉課
事業内容	身体に障害のある児童の日常生活を支援するため、補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定を確保します。本事業の周知に努めており、国・千葉県の指針に基づくとともに、身体障害児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。		
平成 28 年度 までの取り組み	身体障害児へ補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定と福祉の増進を図りました。		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 38】

事業名	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	担当課	障害福祉課
事業内容	在宅の重度障害児の日常生活において、便宜と能率の向上を図るため、ネブライザー（吸入器）、たん吸引器、入浴補助用具や特殊便器等の日常生活用具の給付に努めます。本事業の周知に努めており、国・千葉県の指針に基づくとともに、重度障害児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	在宅の重度障害児へ日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ることによって福祉の増進を図りました。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 39】

事業名	障害児介護給付費及び障害児通所支援事業費等の支給	担当課	障害福祉課
事業内容	在宅の障害児が指定事業者又は基準該当事業者において、居宅介護、短期入所や放課後等デイサービス等のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担します。各種支援において日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施します。		
平成 28 年度までの取り組み	障害福祉サービスを必要とする障害児について、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所等のサービスの提供を支援しています。また、平成 24 年度の児童福祉法の改正により、児童デイサービスが廃止されて障害児通所支援事業が設けられたことにより、放課後デイサービスや児童発達支援等のサービスを新たに実施しました。さらに、地域生活支援事業において、日中一時支援事業を実施して、障害児及びその家族に対し、日常生活における介護等の負担軽減が図れるよう支援しています。		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続するとともに、今後も障害者総合支援法や児童福祉法による支援の推進に努めます。		

【事業番号 40】

事業名	特別支援教育の推進	担当課	学校教育課
事業内容	「特別支援教育ガイドライン」に基づき、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「特別支援教育支援員」の計画的な配置、「特別支援教育研修会」の開催による教職員の専門性の向上、情報の共有化、関係機関との連携による特別支援連絡協議会の開催、巡回相談の実施、専門家チームの設置、相談支援ファイルの活用等特別支援教育の一層の充実に努めます。		
平成 28 年度までの取り組み	巡回相談を実施するとともに専門家チームを設置し、現状把握と検討を行いました。「特別支援教育ガイドライン」を作成し、特別支援教育支援員の配置、専門知識の習得、情報共有のための特別支援教育研修会の実施等特別支援教育の推進に努めました。相談支援ファイル「スマイル」を作成し、活用についての啓発を行いました		
平成 31 年度までの方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号 41】

事業名	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	担当課	障害福祉課 保健センター 子育て支援課 学校教育課
事業内容	母子保健・児童福祉・社会福祉関係課、身体障害者福祉会、心身障害児者と家族の会、障害者地域作業所等の協力を得て、障害児の在宅生活を支援する一環として、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化を図り、サービスの効果的な運用とネットワーク化に努めます。		
平成 28 年度 までの取り組み	子育て支援課、社会福祉課、心身障害児者親の会、保健センター等との間で連携を密にし、情報の共有化、サービスの効果的な運用を図りました。平成 25 年度より療育作業部会にて関係機関との情報交換・ネットワーク化の推進を図りました。		
平成 31 年度 までの方向性	上記取り組みを継続します。		

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、NPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、また市民の協力を得ながら、施策を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

1 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、子育て支援課を主管課に関係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取り組みに生かしていきます。

施策	事業	担当課・関係機関
①庁内推進体制の整備 本市の進捗状況については年度毎に正確に把握し、計画に総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。	庁内担当者会議の開催	子育て支援課 学校教育課 関係各課
②計画進捗状況の公表等 事業計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	事業計画進捗状況の公表等	子ども・子育て審議会

2 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、市民に対して、市のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

資料編

1 茂原市子ども・子育て審議会条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、茂原市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- （3） 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- （4） 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 教育関係者
- （3） 保育関係者
- （4） 子育て当事者（市内に住所を有する者で、公募に応募したものに限る。）
- （5） 子育て支援当事者
- （6） 事業主を代表する者
- （7） 労働者を代表する者
- （8） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関においてこれを処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(最初に委嘱又は任命される委員の任期)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の既定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 茂原市子ども・子育て審議会委員名簿

平成 29 年 4 月 1 日委嘱

選出区分	人数	所属団体	役職・氏名等
学識経験者	1	長生郡市次世代育成支援 対策地域協議会	会長 中山 清志
教育関係者	4	茂原市校長会	二宮小学校校長 濱田 利子
		茂原市 PTA 連合会	会長 山崎 利雄
		茂原市青少年相談員 連絡協議会	副会長 齊田 まゆみ
		私立幼稚園代表	ふたば幼稚園 副園長 村上 佳正
保育関係者	1	私立保育園代表	茂原高師保育園 理事長 篠田 哲寿
子育て当事者関係者	2	一般公募	秋山 恵子
		公立幼稚園父母会	渡邊 舞
子育て支援当事者	2	民間学童クラブ指導者	萩原学童クラブ 佐野 明日香
		茂原市民生委員児童委員 協議会	主任児童委員 平井きよみ
事業主代表	1	市内企業	TOTO ハイリビング株式会社 総務部長 小枝 幹弘
労働者代表	1	市内企業従事者代表	連合千葉外房地域協議会 長生茂原地区連絡会 事務局長 北田 秀夫
特に市長が必要と認 めるもの	6	茂原商工会議所	総務課長 河野 万由美
		茂原市社会福祉協議会	会長 鬼島 義昭
		長生健康福祉センター	地域保健福祉課長 三島 須美子
		東上総児童相談所	所長 石井 耕太郎
		茂原市長生郡医師会	志鎌医院 院長 田丸 清恵
		市保健師代表	小泉 智子

3 計画策定の経過

		主な議題
平成 25 年	11 月	○第 1 回茂原市子ども・子育て審議会 ・「茂原市子ども・子育て審議会」について ・「子ども・子育て支援制度」について ・茂原市における子ども・子育て支援の取り組み状況について ・ニーズ調査の内容・実施について
	12 月	○市内在住小学校 3 年生以下の子どもを持つ保護者（2,000 世帯）を対象に茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施
平成 26 年	1 月	○茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の改修・集計・分析 ・回収数 1,699 世帯 ・回収率 84.95%
	2 月	○第 2 回茂原市子ども・子育て審議会 ・ニーズ調査の内容・集計結果について ○私立幼稚園・私立保育園・認可外保育事業所等を対象に新制度への移行に関する訪問ヒアリング
	4 月	○関係各課に「次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」に関わる庁内事業・施策調査の実施
	7 月	○第 1 回茂原市子ども・子育て審議会 ・「教育・保育の提供区域」について ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」骨子案について ・子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う条例整備について ○第 2 回茂原市子ども・子育て審議会 ・事業量の見込みについて ・子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う条例整備について
	8 月	○第 3 回茂原市子ども・子育て審議会 ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画」素案について
	10 月	○第 4 回茂原市子ども・子育て審議会 ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画」分野別施策の推進について
	12 月	○「茂原市子ども・子育て支援事業計画」素案に関するパブリックコメントの実施

平成 27 年	1月	○第5回茂原市子ども・子育て審議会 ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画」素案の事務局による修正案について ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画」素案に関するパブリックコメントの結果について
	8月	○第1回茂原市子ども・子育て審議会 ・家庭的保育事業等に係る認可について ・特定地域型保育事業に係る確認について
	12月	○第2回茂原市子ども・子育て審議会 ・公立保育所・幼稚園の今後の在り方について ・公立幼稚園の定員の見直しについて
平成 28 年	3月	○第3回茂原市子ども・子育て審議会 ・公立保育所・幼稚園の今後の在り方について
	5月	○第1回茂原市子ども・子育て審議会 ・公立保育所・幼稚園の今後の在り方について【諮問事項】 ・平成 27 年度「茂原市子ども・子育て支援事業計画」による実績報告
	6月	○第2回茂原市子ども・子育て審議会 ・「公立保育所・幼稚園整備計画（案）」について
	7月	○第3回茂原市子ども・子育て審議会 ・「公立保育所・幼稚園整備計画（案）」について
	8月	○第4回茂原市子ども・子育て審議会 ・「公立保育所・幼稚園整備計画（案）」のパブリックコメントの結果について
平成 29 年	7月	○第1回茂原市子ども・子育て審議会 ・平成 28 年度「茂原市子ども・子育て支援事業計画」による進捗状況について ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて
	8月	○第2回茂原市子ども・子育て審議会 ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて
	10月	○第3回茂原市子ども・子育て審議会 ・「茂原市子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて ・私立アップル幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について ・新治保育所の閉所に伴う利用定員の変更について

茂原市子ども・子育て支援事業計画

平成27年 3月（策定）

平成29年10月（改訂）

茂原市役所 福祉部 子育て支援課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話 0475-20-1573 FAX 0475-20-1610